

令和2年玉村町議会第2回定例会会議録第2号

令和2年6月3日（水曜日）

議事日程 第2号

令和2年6月3日（水曜日）午前9時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13人）

1番	小林一幸君	2番	新井賢次君
3番	原利幸君	4番	月田均君
5番	渡邊俊彦君	6番	柳沢浩一君
7番	石内國雄君	8番	高橋茂樹君
9番	浅見武志君	10番	久保留美子君
11番	宇津木治宣君	12番	備前島久仁子君
13番	三友美恵子君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石川眞男君	副町長	古橋勉君
教育長	角田博之君	総務課長	石関清貴君
企画課長	中野利宏君	税務課長	齋藤修一君
健康福祉課長	舛田昌子君	子ども育成課長	萩原保宏君
住民課長	齋藤善彦君	環境安全課長	高柳功君
経済産業課長	齋藤恭君	都市建設課長	高橋茂君
上下水道課長	金子忠雄君	会計管理者兼会計課長	大堀泰弘君
学校教育課長	高橋幸伸君	生涯学習課長	宇津木雅彦君

事務局職員出席者

議会事務局長	田村進	庶務係兼議事調査係長	岡部敦
庶務係兼議事調査係	平野里都子		

○開 議

午前9時開議

◇議長（三友美恵子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第1 一般質問

◇議長（三友美恵子君） 日程第1、一般質問を行います。

2日に引き続き、順次発言を許します。

初めに、4番月田均議員の発言を許します。

〔4番 月田 均君登壇〕

◇4番（月田 均君） おはようございます。議席番号4番月田均です。議長の許しを得ましたので、通告書に基づき一般質問を行います。

3月の第1回定例会から3か月、新型コロナウイルスに振り回された毎日でした。コロナウイルスという病気の正式名称はCOVID-19、コビッドナインティーンと呼ぶそうです。COはコロナ、VIはウイルス、英語ではウイルスとは言わず、ヴァイラスと言います。そのVIを使用しています。Dはディジーズ、病気です。19はウイルスの発生年、2019年の「19」です。日本語に訳すと、コロナウイルスによる病気2019年度版ということになります。この名前にはいろいろな意見があるようですが、私はあまり適切な名前ではないように感じています。

新型コロナと言いますと、私の年代の者は自動車の名前を思い浮かべます。50年以上前、東京オリンピックの頃、ベストセラーの人気車種でした。私が免許を取得し、先輩から借りて初めて乗った車もそのコロナでした。コロナという名前からは、病気のイメージが浮かびません。きらきら輝くよいイメージです。全世界でこれほど流行してしまった原因に、名前もあるのではないかと考えています。

ところで、私は気になった新聞記事をスクラップブックに貼り付けていますが、コロナニュースの記事を探してみました。最初に出たのが1月28日、新型コロナウイルスの肺炎を指定感染症に指定するとの記事がありました。2月26日には、政府が新型肺炎に対する基本方針をまとめたとの記事、3月14日の記事では、東証終値1万7,000円割れ30年ぶり低下、この頃までは身に迫ったものを感じていませんでした。ところが、3月29日、県内感染者、富岡、玉村で3名感染の記事、これから一気に状況が変わりました。4月14日には、県内感染者急増90人、その後は皆さんのよくご存じのような状態です。

私は、4月、5月できるだけ人に会わないようにしていました。具体的には、利根川の土手の草刈

りや竹切り、野菜の苗の植付け、国道354号の側道のツツジの植え込みの草むしり、ごみステーションの掃除などをしていました。また、気晴らしに近くにある利根川の河川改修工事を見に行ったり、三本松の工事の進み具合を見に行ったり、角淵の水辺の森公園に行ったりなどして過ごしていました。自給自足のよう静かな生活でした。刺激のない日常でしたが、今までの日常と異なった日常で、今まで見えてこなかった町の様子も見えてきたような気がします。今回は、コロナ生活で見たこと、感じたことを中心に質問します。

質問項目は5項目、まず第1の質問、玉村町の感染症対策についてお聞きします。新型コロナウイルスの感染で、感染症の怖さを知りました。感染症にはいろいろな種類がありますが、これら感染症に玉村町はどのように取り組んでいるか伺います。

第2の質問、町道横の植え込みの除草についてお聞きします。暖かくなってきましたと、道路の横の植え込みの雑草が目についてきます。除草には、場所によってばらつきがあるように感じます。与六分前橋線、斉田上之手線及び県道綿貫篠塚線上飯島交差点南の3町道の昨年の除草実績及び今年の計画（回数、実施時期、方法）について伺います。

第3の質問、水辺の森公園の水路のごみへの対応についてお聞きします。水辺の森公園、きれいに整備されていますが、公園の中の水路に農業用ビニールやレジ袋、ペットボトル等のごみが目立ちます。残念な光景です。有志の方による水路の清掃が行われていますが、腰まである長靴を履き、ぬかるみに入ってごみを取り出す作業は大変で、非効率です。この水路は、滝川の第二統合堰から取水し、宇貫、上之手、角淵地区を通り流れ込んできたものと思われませんが、公園に流れ込む前にごみを取り除くことができれば水路清掃も楽になり、公園もよりきれいになります。町の対応をお聞きします。

第4の質問、ごみステーションの問題への対応について。ごみステーションに分別がされていないごみ、指定袋に入っていないごみ、収集日が守られていないごみ、回収できないごみ等が置かれていることを見かけます。町は、これらにどのように対応してきましたか。今後どのように対応するかお聞きします。また、ごみステーションに掲げてある看板、文字が消えているものを多く見かけます。対策を考えていますか。

最後の質問、第5の質問、休校による学習遅れへの対応策は。3か月の休校による学習の遅れが心配されます。どのような対策を考えているかお聞きします。また、9月入学の話が出ていますが、どのように考えていますか。

以上で第1回目の質問を終わります。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） おはようございます。それでは、月田均議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、感染症に対する取組についてお答えいたします。我が国では、感染症を取り巻く状況の激しい変化に対応するため、これまでの伝染病予防法に替えて、平成11年4月1日から感染症法

が施行され、感染症予防のための諸施策と患者の人権に配慮した感染症対策が取られております。感染症法では、症状の重さや病原体の感染力などから、感染症を1類感染症から5類感染症に分類するほか、世界における感染症の流行状況に迅速に対応できるように、指定感染症や新感染症を加えた7種類に分類されております。この感染症は、ウイルスや細菌などの病原体が体内に侵入して増殖し、発熱や下痢、せきなどの症状が出ることを言いますが、様々な感染経路で発症し、感染してもほとんど症状が出ずに終わってしまうものや、まれに重篤な症状を起こす場合があり、中には生命に危険を及ぼすものもあります。

町として、このような重大な影響を及ぼすおそれのある感染症の有効な対策としては、様々な予防接種が挙げられます。ご存じのように、予防接種は乳幼児期に始まり、学童期や学齢期、成人期、高齢期における幅広い年齢層に対して実施しております。また、人間だけでなく、狂犬病を発症すると狂暴化するおそれもある犬に対しても、毎年予防接種を実施しております。しかしながら、感染症は幅広く、常に私たちの身近に存在するもの、また新型コロナウイルスのように新しくできたものもあり、この対策をすれば全て予防できるというものはありません。身の回りを清潔に保つなどの衛生管理や、ウイルスや細菌に対する免疫力を低下させないよう規則正しい生活と、適度な運動の継続を心がけることが必要であると考えております。

次に、町道横の植え込みの除草についてお答えいたします。昨年度の実績につきましては、与六分前橋線では人力除草を年1回、7月に実施し、薬剤除草を年5回、5月、6月、7月、9月、10月に実施しました。芥田上之手線では、人力除草を年1回、5月に実施し、薬剤除草を年6回、4月、5月、6月、8月、9月、10月に実施しました。上飯島交差点南の町道217号線では、抜根除草を年2回、5月、8月に実施し、薬剤除草を年3回、5月、7月、10月に実施しました。

今年度の計画につきましては、昨年度と同様の回数、実施時期、方法を予定しております。なお、天候により草の伸び具合が変わるため、状況に合わせて除草回数の変更等を必要に応じて行い、適切な街路樹の管理に努めてまいります。

次に、水辺の森公園のごみへの対応についてお答えします。水辺の森公園につきましては、住民の憩いの場として利用してもらうため、業者や岩倉自然公園水辺の森を愛する会に委託して、樹木管理や除草、清掃作業を行っております。また、岩倉自然公園水辺の森を愛する会におきましては、日頃より水辺の森公園の環境保全、環境美化活動に取り組んでいただいて、大変感謝しているところでございます。

清掃活動の現状といたしましては、月田議員のご指摘のとおり、排水路に捨てられたペットボトルなどの多くのごみが水辺の森公園に流入してしまっており、清掃に苦慮しているところであります。町の対応といたしましては、排水路から水辺の森公園に流れ込む直前にスクリーンを設置して、ごみの流入を防ぎたいと考えており、併せて河川や水路にごみを捨てないようにホームページ等で周知、啓発していく予定です。今後とも、多くの人々が水辺の森公園を利用していただけるよう努めてまい

ります。

次に、ごみステーションの問題への対応についてのご質問にお答えいたします。ごみステーションに出されたごみの中で、ごみ出しのルールが守られていない可燃ごみと不燃物が分別されていないごみ、粗大ごみ、収集日以外に出されたごみ等は、収集の際に確認日を記入した収集できませんシールを貼り、ごみステーションに残しております。この措置は、該当のごみを出した住民に、ごみ出しルールをしっかりと守ってもらうために行っております。ごみ出しルールが守られていないごみを構わずに収集してしまうと、分別意識、罪悪感が低下し、ルール違反を繰り返すことが予想されます。ごみステーション周辺的美観が悪くなることは承知していますが、一人一人がルールを守ってごみを出していただくためだということをご理解いただきたいと思います。

実際にシールを貼りステーションに残されたごみは、約半数が出した人により引き上げられております。しかしながら、残り半数はそのままとなってしまいます。原則おおむね1か月経過した後、町で回収しております。

玉村町では、ごみステーションの設置、管理を各地区の保健衛生支部にお願いしており、シールを貼ってステーションに残されたごみは、地区衛生役員が回収し、クリーンセンターへ持ち込むケースや、衛生支部長からの依頼により、1か月を待たずに町で回収するなど個別に対応しております。

ごみ出しのルールを守ることは、ごみの減量やリサイクル、温室効果ガスの削減につながるものです。今後とも今までと同様な方法で、ルール違反者への注意喚起を行ってまいります。

なお、ごみステーションによっては、常にごみが残されている場所もございます。ルール違反を未然に防ぐために、ステーション等に設置するダミーの監視カメラを各支部に配付しておりますので、看板等と併用していただきたいと思いますと考えております。ごみステーションに掲示している看板については、地区衛生支部からの要望により配付し、設置をしていただいております。古くなって見づらくなった場合も同様で、町が定期的に交換する等の対策は行っておりません。

なお、平成30年度より、ごみ出しのアプリの「さんあーる」を導入し、ごみ出し日のお知らせや分別方法などをスマートフォンで確認することができます。昨年度からは、中国語、英語、ポルトガル語、ベトナム語版を追加しており、外国人に対するごみ出しの支援も開始しております。

いずれにいたしましても、ごみに関する問題は、住民一人一人のモラルに訴えることが最も重要となりますので、全戸配布している「ごみの出し方・分け方」、広報やホームページにより、折に触れて情報を発信するとともに、衛生組合とも連携してまいります。

次の休校による学習遅れへの対応策についてのご質問は、教育長からお答えいたします。

◇議長（三友美恵子君） 教育長。

〔教育長 角田博之君登壇〕

◇教育長（角田博之君） 休校による学習遅れへの対応についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症への対応としまして、玉村町内の小中学校でも子供の健康、安全を第一

に考え、感染状況や周辺地域の動向を踏まえて、およそ3か月間の臨時休業を行いました。子供たちにとっては、1年間のまとめ、そして新しい1年の始まりという大切な時期に重なる臨時休業であり、学習の遅れについて保護者はもとより、子供たち自身も大きな不安を抱いていることと思います。

まず、臨時休業中の学習につきましては、子供たち自身でも取り組みやすいよう配慮した課題を配付し、家庭で学習を進められるよう支援してきました。取り組んだ課題は、学校で回収した上で、取組の様子や学習のつまづきを教員が把握し、その後の学習指導につなげました。また、インターネット上で見られる授業動画を紹介したり、子供が課題を学校に提出する際に個別にアドバイスを行ったりするなど、学校の実情に応じて支援を行ってきました。教育委員会としても、たまむら家庭学習支援サイトを作成して活用を促すなど、子供たちの学習を支援する取組を行ってきました。

次に、学校再開後の学習についてです。6月1日の再開後は、子供たちの健康や体力にも配慮しながら、まずは3月分の学習内容を確実に身につける授業を行っています。4、5月分の学習内容についても、臨時休業中に子供たちが取り組んだ課題を生かしながら、補足的な学習を強化して授業を行っています。それ以降の今年度の学習については、県教育委員会から示された指導例を参考にしながら、学習内容の重点化を図ったり、関連する学習内容を組み合わせたりするなど、効果的に学習指導ができるよう工夫をしています。さらに、臨時休業により授業時数が少なくなっていることから、1学期を7月31日まで延長するとともに、2学期の開始を8月24日に早めます。また、群馬県民の日と冬休みの2日間を授業日に充て、子供たちが今年度の学習を確実に身につけられるよう環境を整えていきます。

次に、学校の9月入学についてですが、文部科学省は9月入学、新学期に向けて複数の案を示し、検討を進めていますが、関係者間で賛否両論があり、クリアしなければならない多くの課題があることも承知しております。しかし、グローバル化が進展する中、次代を担う若者を育てる教育制度のあるべき姿を9月入学、新学期という観点から、国を挙げて議論することは大いに意義あることと考えています。教育改革を通して社会構造を変える、新しい日本社会を創造することができるのでしょうか。今年度、来年度の導入は見送りとの報道もなされていますけれども、長期的課題として議論が継続されることを期待しています。今後も、その議論の行方を注視してまいりたいと思います。

今回新型コロナウイルス感染症の流行に伴って、学校教育でも先行き不透明な状況が続いています。しかし、こういった状況だからそこ、それを乗り越える子供たちのたくましく生きる力を育てることができるチャンスだとも考えています。「夢叶える教育のまち たまむら」の実現に向け、社会の変化に対応できる子供たちの育成に今後も努めてまいりたいと思います。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） では、自席から2回目の質問を行います。

まず、感染症の対策ということで、私が感じていることをちょっと話させていただきたいのですが、私の子供の頃は、赤痢とか日本脳炎というのが結構ありまして、怖いなと思っていましたけれども、大人になってからほとんどそういったニュースは聞きませんで、私としては感染症に対してあまり認識がありませんでした。SARSとかMERSとか言われましたけれども、遠い国の話だというふうに感じていたのですが、しかし、今回のコロナウイルスの件で感染症に対する考え方が変わりました。

感染症、過去を見ますと日本でも流行しています。100年前のスペイン風邪では、日本で45万人が死亡したということです。当時の人口が5,600万人、全体の0.8%の人が死亡したということです。当時玉村町の人口が1万人とすれば、0.8%、80人がスペイン風邪で死亡していた計算になりますけれども、同じ頃、私のひいおばあさんですが、チフスという病気で亡くなっています。

10年前、父が亡くなってアルバムを整理していたら、日本髪を結って赤ん坊を抱いた初老の女性の写真が出てきました。写真の右下に、月田春と書いてありました。この人が私のおばあさんなのだと思います。初めて見る曾祖母の顔でした。長女が生まれたときの写真で、記念で撮ったのかなと思いますけれども、その後間もなくチフスで死亡しています。大正時代の中期、スペイン風邪や他の感染症で亡くなった人は、相当いたのではないかと思います。今のにしきの園、昔の芝根小学校の裏に避病院という隔離病棟がありまして、まだ私が小学校までは残っていたのですが、そこでやっぱり相当いたので、そこで隔離したのかなと思います。また、近くには焼き場がありまして、焼き場の中を見に行くと、棺の扉を開けたことがあるのですが、やはり相当量感染症で亡くなっていたのかなという感じがするのですが。また、そのさらに昔、ヨーロッパではペストが大流行していたのです。私の高校のときの教科書を見ていたら、たまたま「1348年、黒死病(ペスト)がヨーロッパを襲い、農村人口が激減した」と書いてありました。当時のヨーロッパの人口の半分近くの人が亡くなったようなので、大変なことだと思いました。さらに、その以前、ローマ時代にも大きな感染症があったようです。いろいろ振り返ってみると、世の中のグローバル化、ローマ時代はローマ帝国が大きくなったと、ヨーロッパのペストの頃は東西交易が盛んになったと、今の感染症というのは、やはりここ30年、非常に世の中のグローバル化が盛んになったということで、グローバル化と感染症というのは切っても切れない関係かなと思うのですが、新しい感染症、対応は待ったなしなのですが、私は従来からある感染症もしっかり対応していかなければ大変なことになるかなと思って、今回質問しました。

それで、感染症というと、定期感染接種があるのですが、見ますと10種類ぐらいあるのですが、これは私なんかの頃はBCGというので学校で強制的にしたのですが、今はそういうことでないらしいのですが、実際に対象人員のどのぐらいの人が定期健診を受けているのか分かりますか。

◇議長(三友美恵子君) 健康福祉課長。

[健康福祉課長 舛田昌子君発言]

◇健康福祉課長(舛田昌子君) 月田議員のご質問にお答えいたします。

すみません。定期健診数につきましては、ちょっと手持ちに資料がないので、後日というか、後でお答えするという事でお願いいたします。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 100%ということはないと思うので、やはり受けなかった人がそれで済むというわけではないので、その率をきちんと把握して向上させるようにしていただきたいと思うのですが、今回のコロナの件で、そういう定期健診を受けない人が出ているという話なのですが、まだ最終的には分からないのですが、今年そういう定期健診の率が下がるようなことがあったときに、どうするかというようなことは考えていますか。

◇議長（三友美恵子君） 月田議員、感染症と定期健診というのは、ちょっと意味が違うと思うのですけれども。定期健診の話だと、ちょっと用意はしていないと思います。予防接種の量とか、そういうのだったらばあれですけれども、定期健診というのは健康診断のことになると思います。

4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） すみません。予防接種ということで、予防接種で聞きたいのです。

◇議長（三友美恵子君） 予防接種のことですか。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） はい。

◇議長（三友美恵子君） 定期健診というのは、身長とか血圧とか。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） すみません、間違えました。予防接種です。予防接種がどれくらい受けられている……

◇議長（三友美恵子君） 予防接種のことですか。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） はい、そうです。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舩田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舩田昌子君） 予防接種につきましては、報道でも言われているとおり、子供の予防接種のほうなかなか進んでいないような状況でございます。一応感染症ということでご連絡いただいておりますので、感染症につきまして人数等が必要であれば手持ちに資料がございますので、お答えできると思います。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） すみません、ちょっと分かりにくい質問で。そうしますと、今コロナウイルス感染症により接種率が減少しているけれども、どのくらい減少しているかもまだ分からないし、減少したときの対応というのは、ある程度想定しているのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舩田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舩田昌子君） そちらにつきましては、逐次保健センターのほうから勧奨の通知を出しまして、受けていただけるようにこちらからお願いする方法がございます。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） ぜひ抜け目なくやっていただきたいと思うのですが、もう一つちょっと私が聞きかじったことで、本当かどうか分からないのですが、コロナウイルスの関係で、消化器内視鏡検査、胃カメラ、これの実施が難しいのではないかという話を聞いているのですが、実際にはどうなっているかお分かりになりますか。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舩田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舩田昌子君） そちらにつきましては、県のほうから各事業団体においてコロナウイルスに対応するようにガイドラインを作成してくださいということで連絡が行っております。

それで、そちらにつきましては日本消化器内視鏡学会というところでガイドラインがありまして、こちらで見ますと、適切なトリージを行いながら確実な感染予防策を取っていただければ、健診を含む通常消化器内視鏡検診の再開は可能となりますとありますので、いわゆる消化器の内視鏡、胃カメラ、そちらにつきましては、病院によってなのですが、感染症の対策を確実に行っていただければできる環境にはあると思います。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） そうしますと、受診する病院によって違いがあって、確認してくれということなのですかね。はい、分かりました。

では、続いて植え込みの除草の件についてお聞きします。私が想定したよりは、随分何回も回数をやっているなという感じがしましたが、上飯島交差線の南側は、これは抜根除草もやって薬剤除草もやっているということなのですが、この間通ったときに大分草が生えていましたけれども、あれはまだこれからということなのですか。

◇議長（三友美恵子君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

月田議員さんからこの通告書をもらいましたので、現地のほうを確認させてもらいました。そうしましたら、まだ実施していませんでした。ですので、5月にやるということになっておりますので業者のほうに確認したら、この後入りますよということで、5月の最終の週、そちらのほうで草刈りのほうを行って、今現在は除草は終わっている様子です。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） きれいになっているということなのですからけれども、私今回のコロナの件で感じたのは、草も早いうちに手を打てということだと思っております。5月でなくて4月ぐらいに抜けば、除草すれば、草も小さいし、根から草取りをすることができるのですけれども、その辺のことはやはり対応していってほしいと思うのですが、どうでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） 業務委託を出すときに、あらかじめ仕様書という形で何月、何月ということであってあるのですけれども、できるだけ草の状況を見て本来でしたらタイミングを計ればいいのですけれども、業者さんの工程の都合等もありますので、今後に関しましては、そういった場所を見て、早い時期、もう少し早めというのもあると思います。また、どんどん前倒しで早く刈ってしまいますと、年間例えば4回と決まっていると、後でまた追加とか、そういうことにもなってしまいますので、ぎりぎりの状況の草の伸び具合のところでやっていけばと考えております。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 分かりますけれども、話で抜根除草という話が出ていましたけれども、私実は広幹道の国道354号の草取りをしたのですが、やっぱり根から抜かないと駄目なのです。基本的には、もう草が小さいうちに根から抜くのだというふうにやってもらったほうが、長い目で見ると草の伸びも量も減るし、私はいいと思うのですけれども、その辺抜根に対する、抜根除草って値段が高いかなと思うのですが、その辺の見解をちょっとお聞きしたいのですけれども。

◇議長（三友美恵子君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

おっしゃるとおりで、抜根のほうが有効的で根から抜けますので、長もちするということになります。ただし、抜根のほうが単価が高くなってしまいますので、抜根を何度もするというのがちょっと厳しい状況です。

今回のところで、抜根というところまでいっていないのですけれども、こういった草刈り、年間回数が決まっていますけれども、時には業者さんの努力によって多くやっただいているケースもあ

ります。草ですから、できるだけ見栄えがいいように街路樹を管理していきたいと考えています。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） そこで、私も草を見ていて感じたのですけれども、斉田上之手線、北のほうはすごくツツジの伸びが悪い、南のほうは滝川のほうに行くとすごくツツジの伸びがよくて草も少ないのですが、度々言っているように、使っている土が大分違うのです。そっちの北のほうの土は、もう残土で石がごろごろしていると、南のほうはホームセンターで買ってくるような土があって、非常に根なんか抜いてみると、残土のほうは雑草がなかなか抜けないのです。歯ざしりしなければ抜けないのだけれども、いい土だとぱっと簡単に抜けてしまうのです。私、今後は植栽するときには、前年都市建設課長が基本的に残土だと、農業用の表土が余ったときにはそれを使うという話だったのですが、そうでなくて、植え込みに関しては基本は農業用の表土だとか、そういった植栽に向く土を入れてというふうに変えてもらいたいと思うのですが、そういった考えはありますか。

◇議長（三友美恵子君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

確かに植樹柵については購入土、ちゃんとした土を入れたほうが植栽にとってはいいケースが多いと思います。ただし、コスト、経費縮減で、ほとんどは道路の植樹柵は、その道路工事で発生したときの残土を使っています。また、残土ですから礫混じりです。今回植わっているのが、ほとんどオオムラサキツツジで、そういった土に適した植栽でもありますので、本当に花とかそういうのを植えるのでしたら、いい土をということだと思います。オオムラサキツツジの場合は、今の土でほぼオーケーなのかなと考えています。場所によって、いい土と悪い土があるので、ちょっと聞いてみたところ、やはり工事でも道路、分割発注して何年かに分けて発注して造っていきます。ですので、そのときの工事屋さんが発生土を使うのがメインなのですけれども、よかった土というのは工事事業者さんがどこかで余って比較的いい土があったので、入れたというふうなことを聞いております。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 確かにコストを考えると、残土のほうがと思うのですけれども、長い目で見れば、ちゃんと植栽用の土のほうが私はいいと思うのです。植えた後に枯れるのです、ツツジでも土が悪いと。そういったものが全くなくなるということで、ぜひ考え直してもらいたいのですけれども。実は私の家の前の国道354号、皆さんよく見ていて、真っ赤に枯れているところもあると思うのですが、今度いろいろ伊勢崎土木に聞いたら、土を全部入れ替えると、南側は非常に入れた土が残土だったので、もう3回も枯れているのです。それでまずいということで、残土ではなくて普通の土に入れ替えるという話はしていましたので、ぜひその辺もいろいろ調べて、今後植栽に使う土については

研究していただきたいなというのが私の希望です。

続きまして、水辺の森公園の水路のごみの件ですけれども、回答によりますと、今の少し上流に網か何かつけるということなのですか、どんな感じになるのだから教えてください。

◇議長（三友美恵子君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

町長の答弁にもありましたように、今考えているところが水辺の森公園に流入してくる農業用排水路がありまして、そここのところに小さなスクリーンみたいなものを今考えております。見積りを取ったところ、数万円程度でできるのではないかとということで、設置を考えています。そうしますと、ペットボトルとか、缶とか、そういったものが引っかかるような形で考えておりますが、水辺の森を愛する会の方にいろいろご協力いただいておりますので、設置の前にはいろいろお話をさせていただいてから、また進めていきたいと考えています。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） そうしますと、スクリーンを取りつけるのは都市建設課だと。そうすると、ごみを拾い上げるのは誰で、そのごみを処理するのは誰になるのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

そういったことも含めて、水辺の森を愛する会の方とお話をさせていただいてから進めていくということでございます。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 相当量のごみが出ると思うのです。だから、私とすればより上流で、何か所か農業用水のところにさっき言ったそういうフィルターか何かをつけて、各農事支部等である程度取り上げるのが一番いいかなと思うのですが、そういったことは難しいのですか。

◇議長（三友美恵子君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

そちらに、水辺の森に流れ込むところは開渠で流れ込んでいるわけですが、その先行きますとずっと暗渠になって、200メートルぐらい行ってから開渠で見えるのですけれども、断面が大きくて水の流れもかなりあるので、底が深いので、いろいろ工夫が大変だと思います。また、ごみが詰まって、瓶とか缶だけではありませんので、ビニールとか草とか引っかかって、ちょっと大きなことになるの

で、やはり水辺の森に入る流入口が作業もしやすいのではないかと考えています。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） では、取りあえずやってもらって、やはりあまりごみがたまるようだったら、また再度上流ということも考えていただきたいと思うのですけれども。実は、水辺の森の水路があって、それが下流に行って、200メートルぐらい下流で烏川に流れ込んでいるのです。私たまたまそこ行ってみたら、そこにはもう瓶、缶、ペットボトルだとか、ビニールシートだとか、肥料袋だとか、相当量が散乱していました。これでいいのかなという感じがするのは、こんなに。私なんかの小学校の校歌には「水澄む利根と烏川」というのがあって、やはりきれいな川、きれいな利根川、きれいな烏川なのです。そこにごみが流入するというのは非常に好ましくないと思うのですが、財政上、財政調整基金を積み上げるとか、経常収支比率を改善するとかいうことも大事なことのだけれども、町から出たごみを川に平気で流すというようなことは、やっぱり非常に好ましくない、基本的にはよろしくないと思うのです。

その辺を改善していくのが非常に大切なことかと思うのですが、今SDGsという話もありますけれども、持続可能な開発目標ということで、やはりそういったこと考えると、ああいったごみも角淵のところだけでなく、ほかにも流出しているところがありますので、そういったところを改善していくというのは非常に大切なことだと私は思うのですが、町長はその辺どういうふうに考えているか、ちょっと町長にお聞きします。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 烏川、利根川とか、そういった河川のところに特に公園は、それこそ屋外ですから、嵐も吹けば大雨も降って、そういう形でいろんな、特にこの前の台風19号の中で、ごみ類、ビニール類が、ビニールハウスのものとかがずっと打ち上げられて、それで道路に引っかかっているというような状況があって、そのままがそのまま置かれているのかなという感じもするのです。それで、そういうものを地元の方にも聞きましたので、今どうやってやるかという、例えば二、三時間でも10人、20人の人があそこのところで歩いて、ビニール撤去作業をすればきれいになる程度の、そういったもので、1日も根詰めてやらなくても、短時間でやればできるのではないかという声も聞いていますので、そういうのがひどければ、何日か何日かかければいいわけなので、そういうことは町ももう一つ踏み込んで、住民の方々とそういった水辺の環境整備のためには、やっぱり共に力を尽くしていくというのが正しい姿勢ではないのかなと、そういうふうには考えています。

◇議長（三友美恵子君） 月田議員、手を挙げてください。

4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） ぜひ積極的にやっていただきたいと思います。

次、4番目の質問ですが、ごみステーションの件です。今回なぜごみステーションの問題を取り上げたかといいますと、今年の2月、3月、私の家の前のごみステーションが突然汚くなったのです。分別されていないものがある、指定日ではないものが置いてあるということで、どうしたのかなと私は非常に心配していたのですが、そうこうするうちに衛生支部長から電話があって、月田議員の家の前のごみステーションが下之宮で2番目に汚いと、何とかしろと、恥ずかしくないのかと大分お叱りの言葉を受けました。

先ほど言いましたように、1か月ぐらい放置しておくということなので、私もそのままにしておいたのですが、いつになっても持っていかないです。やっぱり1か月たっても持っていかない、しょうがない、私がビニール袋持って行って全部分別して指定日に出して、2つ籠があって、その籠の間にもいっぱいごみが落っこっていましたので、それを取って、あとはうちからブローを持って行って、風吹いてごみステーションの下のごみも全部きれいにして、網も全部張り替えたりなんかして、今は非常に下之宮で一番きれいになっているのではないかと思いますけれども、衛生支部長とか区長とか住民の一番悩みというのは、やっぱりごみステーションのごみです。家の近くに汚いごみが置いてあると、非常に一番大きな悩みではないかと思うのですが、先ほど聞いたマナーというものもあるのですが、マナーだけで改善できないなという感じがしました。私も大分お叱りを受けたので、町の中をいろいろ回ってみました。そうしますと、きれいになっているところもあるのですが、もうひどいところもありまして、これほど汚くなっているところは大変だなという感じがしました。

それで、衛生支部長とか区長に任せるのもいいのですが、やはりよくできているところ、普通のところ、悪いところ、A、B、Cに分けて、そのCランクのものというのは町も口を出して、顔を出して、一緒に衛生支部長と対応していかなければよくならないなという感じがしたのですが、そういうような動きは考えていますか。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

月田議員におきましては、ステーションの管理、清掃のほうしていただいたということで大変ありがとうございます。

町内には、やはり何か所かどうにもならないようなごみステーションが各地区散見されているような状況というのが、もう何年も続いているようなところもございます。その都度地区の区長さんであるとか、衛生支部長さんであるとかと協力をしながら、何とか改善を図っていくということが今までの取組としてあります。今後もそのような形で、まずは地区の方の困り感をよく聞きながら、どうしたらいいのかというのは、また地区の実情ありますので、衛生支部長さん、区長さんとよく相談をさせていただいた上で、町としても今まで何もせず、ただ傍観していたというわけではなくて、どうし

ようということと一緒にごみを片づけて、ごみの内容を見て、こんな人が出しているということを調べたりも一緒にしたりもしておりますので、その都度ケース・バイ・ケースでございますので、地区のほうと連携を強化しながら、きれいなステーションを目指していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 確かに区と相談してというのは大事なのですが、私回収業者とちょっと話したのです。この辺で駄目なところどこだと聞いたら、いや、あそこですよとすぐ言ってくれました。だから、ごみステーションというのは500以上はあると、600ぐらいあるのでしょうか、それを全部町の人が調べるの大変なのですが、その回収業者に紙渡して、A、B、C書いてくれと言えば、結構簡単に出てくるような気がするのです。それを基に動けば非常に効率的にできるかなと思うのですが、その辺もぜひやっていただきたいのですが、どうでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） そのごみの回収のほう、実際に業務のほう行っているのはクリーンセンター系のほうがやっているわけですが、クリーンセンター系のほうでは、地区のほうでどこが汚いというのはおおむねというか、ほぼそこは固定化されてしまっておりますので、あえて収集業者のほうに聞かずとも、こことこことこは地区の中ですごく毎回汚いというのは承知をしております。そちらは、区の役員さんも当然承知をいただいているところでございますので、月田議員のご提案のこれから調べるということは、やることは特にやぶさかではございませんが、今現在そちらの汚いステーションのほうは把握のほうはされているところであります。

こちらは、やはり抜本的な対策というのですか、決め手があるというものがなかなかなくて、本当に場所によっては何十年も汚いというところもございます。いろいろな方のご意見を聞きながら町のほうでもいろいろ手は尽くしておりますが、どうしてもというところもあります。中には、いろいろな取組をやった効果できれいになったというところもございますので、今後とも住民の方のモラルに訴えながら、または町長の答弁にもありましておりダミーの監視カメラというのが今ありまして、そちらを衛生組合のほうにお配りをさせていただきました。そういったものも地区によっては設置をさせていただいて看板等を掲げる中で、そういったモラルのなっていない方が、そういったことでいろいろ気がついていただければなというふうに思っております。

ごみ出し日が分からないとか、分別の方法が分からないとかということがあつた方というのが中にはいらっしゃるのかなと思っておりますけれども、一応町では毎年「ごみの分け方・出し方」を全戸に配布しておりますし、新規の玉村町の転入者の方にも住民課の窓口で配っております。また、さんあーという、今日はこの地区は何のごみですよという、そういうアプリのほうも導入しておりますので、

そういったものも積極的にPRをしていきながら、住民の方に間違えのないごみ出しのほうをお願いしてまいりたいと考えております。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 環境安全課の努力というのは私もよく分かっています。

今先ほど看板が出ましたけれども、私は一応写真撮って皆さんにお配りしたのですが、こういう看板が町にあるのです。右側の上と左側、これは元は全く同じなのです。でも、時間がたつと色が消えてしまう。それ以外にも、下に4つありますけれども、こういったほとんど字がないものがいっぱい見られます。この辺は、マナーを上げようといっても、やっぱりこれだけ字が消えている看板がありますと、マナーも上がらないと思うのです。見ていて気がついたのは、やっぱり赤系統は非常に色があせます。こんなに色があせるとは思わなかったのですけれども、まず赤がすぐ消えると、紫も消えるということです。緑は結構残ると、黒はいつまでも残るといことなのですが、この色合いについてももう少し検討というか、研究してもらいたい。赤はどんな塗料でも、よほど高い塗料を使わない限り耐候性ありませんので、色落ちますので、この辺のことを至急、増し刷りをするときには考えてもらいたいし、少し字が多過ぎるのなかという気も私はするのですけれども、どうでしょうか、これ。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 色の件につきましては、やはり赤は紫外線、また風雨にさらされることによって、退色しやすい色ということは承知のほうはしております。目立つ色ということで、色も変えながらやってきたわけですが、確かにちょっと色の選定のほうは今後看板業者等にも相談しながら、長もちする色で目立つようなものというのも考えていきたいなというふうに考えております。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） では、最後の質問です。

学校休校への対応ということで、先ほど教育長から話がありましたけれども、対応は考えているということなのですが、やっぱり時間を短縮する、重点化ということなのですが、となるとどういったものが基本的になくなるのですか。カリキュラムの中でなくなるものがありますか。

◇議長（三友美恵子君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 高橋幸伸君発言〕

◇学校教育課長（高橋幸伸君） それぞれの教科によってなのですが、例えば理科であれば、本来なら子供一人一人に実験をさせるようなところを先生が演示ですか、前でやることによって、そ

の実験を簡略化するであるとか、また学校の中で発展学習みたいな形で、単元の終わりのほうに少し時間を取って発展的な学習をするというところがあるのですが、そういうところを省いたりとか、要は内容は変えずに、やり方を少し精選して行うということで考えていただければと思います。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 生徒が理解できるようにやってもらいたいということなのですからけれども、私ごとでなんなのですからけれども、今からもう50年以上前、大学紛争というのがあったのです。私そのときちょうど入学していたのですが、今でも覚えているのですけれども、学校が始まったのが6月12日でした。実際に授業が始まったのが、7月入ってからだと思うのです。夏休みもちゃんとあって、冬休みもちゃんとあって、春休みは2月下旬からあって、ほとんど授業がなかったというか、テストがなくてレポートあたりでうまく逃げ切ったのですけれども、楽しい1年だったという記憶はありますけれども、ただ、2年生になってから大分先生に絞められまして、今も大変な思いをした記憶があるのですが、小学生の場合には、そんなに私勉強した記憶がないからいいと思うのですが、中学生になると、やはり授業の遅れというのが影響してくるかなという感じもするのですが、特に3年生なんかには特別こうするという何かあればお聞きしたいのですけれども。

◇議長（三友美恵子君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 高橋幸伸君発言〕

◇学校教育課長（高橋幸伸君） 中学3年生については受験があるので、不安に思っている子供や保護者も多いことなのですが、県のほうで、こういうふうな学習内容でという例示が出ております。それに基づいて高校入試のほうも対応するということですので、群馬県内ではどこが遅れるとかはなくしっかりと学習内容が身につくように、県を挙げて今統一して取り組んでいるところです。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 分かりました。

あと、9月入学、最後にちょっとお聞きしたいのですけれども、賛否両論出ています。国際化につながるとか、個別教育の転換などという意見があれば、学習の空白の解消が先だという意見もあるし、論議の状況ではないなどいろいろあります。いろんな意見があつていいと思うのですけれども、私こんな意見を聞いてひとつ感じたのですが、子供の気持ちがあまり反映されていないなという感じがするのです。私子供のときを思い出しますと、結構悪餓鬼だったのです。近所の村に、竹の棒持ってけんかに行ったりなんかしたことがありますして、近くのおばあさんがうちに押しかけてきて、この子はうんと悪い子だなんて言われたことがあるのですけれども、その悪餓鬼でも、やっぱり年度初め、新しい学年が始まる時は、非常に気は重たかったです。教科書は厚くなるし、字も小さくなるし、この勉強をしなければいけないのかということで、学校は行きたくなかったのですけれども、でもちょ

うど4月というと天気もいいし、花も咲くし、何となく学校に行っていたということなのですから、もしあれが9月入学だったら、日は短くなるし、寒くなるし、私みたいな神経質な子はきっと学校に行けなくなったのではないかと思うのですけれども、そういった考えがあまり出ていないなということで、政治家、教育関係者もっとしっかりやってもらいたいなと私個人では感じたのですけれども、町長は何か考えるところありますか。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 9月入学というのは、とにかく影響があまりにも大きいし、準備を相当整えないとできないという背景もありますから、そんな早々に結論が出る問題ではないと思っています。4月入学というのは、明治の時期の徴兵制の関係で4月入学というのが取られたらしいのですけれども、それで、今は9月入学がインターナショナルというか、になってはいると思いますけれども、早々にいろんな影響が大き過ぎて、検討を相当していかなければならないと思います。その中には、今月田議員が言った、スタートはだんだん、だんだん天候がよくなるような時期がやっぱりいいかもしれないです。そんな感じです。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 以上で私の質問終わります。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） 先ほど月田議員のご質問にありました予防接種について、コロナウイルスの関係で何の予防接種が減っているかというところでございますが、こちらにつきましては高齢者肺炎球菌のほうが増えているということです。今年の1月から3月につきましては、影響があつて減少しているということでございます。よろしくお願ひいたします。

◇議長（三友美恵子君） 休憩いたします。10時15分に再開いたします。

午前9時59分休憩

午前10時15分再開

◇議長（三友美恵子君） 再開します。

◇議長（三友美恵子君） 次に、7番石内國雄議員の発言を許します。

〔7番 石内國雄君登壇〕

◇7番（石内國雄君） 7番石内國雄でございます。傍聴の方、ご苦労さまでございます。今年は、

新型コロナウイルスの対策で緊急事態宣言が出され、外出自粛要請もありました。コロナウイルスの中で頑張っておられました医療、介護、福祉事業者の皆様方に、まずもって感謝させていただきます。また、緊急事態宣言の中、外出自粛要請に協力していただいた町民の方々にも敬意を表します。

学校も、分散登校が始まりました。日々日常生活が戻りつつあることを期待しております。昨今、地震が多く発生しております。茨城や長野、九州、北海道、東北と発生しております、私たちが住んでいる玉村町でも地震の揺れを感じる事が数回ございました。梅雨も間近になりまして、災害の季節も迫っていると考えます。災害が、コロナウイルスに対応する社会の中でも迫っていると危惧しているところでございます。

それでは、一般質問に移らせていただきます。一番初めに、質問が公共交通の整備についてを取り上げさせていただきました。文化センター周辺地区に新たに整備する交通ターミナル及びそこに乗り入れるための乗合タクシーたまりんの再編の現状はどうなっているのかということでございます。

買物難民対策や地域発展のための機能的な交通網の整備を考える必要があると思います。町の公共交通の整備などは乗合タクシーたまりんだけでなく、デマンド交通の導入等あらゆる角度から公共交通整備の検討が必要であると思いますが、町の対策はどのようにしているのか。また、町の考え方を問います。

2番目は、新型コロナウイルスに関する町の情報提供についてでございます。新型コロナウイルスに関する町の対策について、多くの町民の方々が心配しているところでございました。町民に安心してもらうためには、的確な情報、定期的な情報、町の現状認識等に対する情報提供が必要と考えます。新型コロナウイルスの対策について、町民への情報提供の状況はどうなっていたのか、情報伝達方法はどのようにしていたのかを質問させていただきます。

次に、災害対策についてでございます。昨今、地震が多発しております、気候変動による降雨災害発生の時期も近づいております。令和2年度予算は、防災・減災まちづくりの推進に向けた取組に重点配分がなされています。町の防災対策の進捗状況はどうなっているのでしょうか。新型コロナウイルスを踏まえた対策はどう考えておりますでしょうか。災害情報伝達方法の現状と対策はどう考えているのか。災害弱者への具体的な情報提供や対応策はどうなっているのかでございます。

4番目が、内水氾濫ハザードマップについてでございます。内水氾濫のハザードマップの作成の状況はどうなっているのか。内水氾濫地域対策の現状はどうなっているのか。この内水氾濫ハザードマップについては、ここ数回ずっと連続で質問しておりまして、そろそろ結論が出ている頃だと思ひまして、その確認の意味もあり質問させていただきます。

第1回目の質問を以上で終わります。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 石内國雄議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、公共交通の整備についてお答えいたします。交通ターミナルにつきましては、令和2年3月に完成いたしました。施設内には、路線バスが4台、乗合タクシーたまりんが3台、一般のタクシー車両が2台同時に停車し、それぞれ乗客が乗降できるよう配置されているほか、トイレ、待合所、自転車駐輪場なども整備いたしました。

この交通ターミナルは、群馬県版BRTの乗り継ぎ結節点に近接させ、BRTからの乗換えをいかにスムーズにするかという視点を第一に考慮し、立地や施設の配置を行ったわけですが、石内議員もご存じのとおり、そのBRT整備につきましては山本知事が令和2年2月の定例県議会において、BRT関連の令和2年度予算の計上を見送ることにしたと答弁し、凍結されることとなりました。乗合タクシーたまりんについては、当然のことながら交通ターミナル建設の計画段階から乗り入れを検討してまいりましたが、BRT整備の凍結に伴い、検討内容の見直しを余儀なくされている状況です。

そのため、今年度は新たな再編案を取りまとめた上で、おおむね10月を目途に監督官庁、交通事業者、住民代表などで組織する地域公共交通会議の場です承を得て、来年4月から再編後の運行を目指す考えです。また、町の全体的な公共交通網の整備につきましては、交通ターミナルを新たな拠点とし、先ほどの乗合タクシーたまりんに加え、既存の路線バスも乗り入れてもらえるよう各交通事業者へ働きかけているところでございまして、これが線的な交通網の整備に当たります。

さらに、自家用車などの交通手段を持たない交通弱者の面的な交通網の整備として、平成27年度から3年間の実証実験を経て、今年度から制度を組み替えて事業を行っているタクシー利用補助券の交付がございました。昨年度は、延べ966人の高齢者へ補助券を交付し、今年度も既にその7割以上の方へ引き続き交付させていただいている状況です。

なお、石内議員のご質問にありますデマンド交通の導入につきましては、現在玉村町に民間のタクシー事業者があり、デマンド交通とは事業が競合してしまうことに加え、仮に導入しようとしても、現在たまりんを運行している永井運輸はこれを担う意向はなく、加えて当町のタクシー事業者はデマンド交通を運行するための資格がありませんので、現状での導入は困難と考えております。

公共交通の整備につきましては、交通ターミナルなどの環境整備に係るハード面と、路線バスとたまりんの接続改善やタクシー利用補助券の交付などのソフト面の両面で行い、より一層利便性の向上を図ってまいります。

次に、新型コロナウイルスに関する町の情報提供についてお答えいたします。小林議員の答弁でもお答えしましたが、町では町ホームページやメルたま、広報たまむら、臨時記者会見、ラヂオななみを通じて情報提供を行っているところであります。

町ホームページにおきましては、「新型コロナウイルス感染症に関する情報」、「公共施設・イベント・事業等の情報」、「学校・保育所・幼稚園の情報」、「特別定額給付金の情報」、「事業者向けの情報」、「外国人向け情報」、このほかでは納税猶予等についての情報や、新型コロナウイルス

感染の影響を受け内定取消しや離職を余儀なくされた方を対象とした、会計年度任用職員の募集情報を掲載しております。

また、メルたまでは、町内での新型コロナウイルス感染症患者の発生情報を県から入手次第、できる限り早く届けるよう発信しております。広報たまむらにつきましては、リアルタイムでの情報提供が難しいため、感染予防、拡大を防ぐための方法や、相談窓口の問合せ先などの情報を3月号お知らせ版から掲載するとともに、最新の6月号では、町が独自で行う新型コロナウイルス感染症対策事業を掲載しております。以上のように、町民の皆様には多様の情報発信手段を用いて情報提供を行っているところであります。

次に、災害対策についてお答えいたします。まず、町の防災対策の進捗状況についてでございますが、昨年の台風19号の被害を受けて、令和2年度は防災・減災対策を町の最重点課題と位置づけ、積極的な予算措置を講じております。本年に入り、新型コロナウイルス感染症対策として、3つの密を避けるために各種会議や研修会、訓練などが中止、延期を余儀なくされており、自主防災組織や防災士との連携及び消防団の防災力強化については、思うように進展していない状況でありましたが、全国的に緊急事態宣言が解除され、また群馬県の警戒レベルも2となりましたので、会議や研修、訓練等をなるべく早期に行い、地域防災力に欠かすことのできない共助面の充実を図りたいと考えております。

ハード面の整備状況の進捗状況につきましては、水防センターが完成し、資機材の配備を図っているところです。また、台風19号で浸水被害のあった五料の矢川流末付近の氾濫防止策として、水路開渠部分からの溢水を防ぐため、大型土のうを設置する工事を6月中旬に実施いたします。さらに、当該地及び上福島地内の浸水地点を常時監視するためのライブカメラ設置、及び周辺住民が浸水対策を行うための土のう等を保管する水防倉庫の設置について準備を進めております。

災害時に必要な非常食、飲料水についても、各防災倉庫に追加して配備いたします。また、上陽地区の避難所への食料等供給に関する協定を上福島地内に配送センターがある生活クラブ生協と結び、供給体制を充実させております。なお、上陽地区の避難場所を確保するため、飯塚地内のフェリーチェ学園と災害時避難所等の使用に関する協定も結びました。今後も民間事業者との協働を図り、住民の安全な避難行動につなげてまいりたいと考えております。

また、自主防災組織の長である区長へ、災害時の迅速かつ確実な情報伝達と、各種災害情報をインターネットで随時取得するためのスマートフォンを貸与いたします。既に端末の購入及び回線契約については終了しておりますが、使用方法等の研修については、新型コロナ感染拡大を防ぐため開催できておりません。今後、状況を見ながら早期に研修会を開催し、端末をお配りしたいと考えております。

次に、新型コロナウイルスを踏まえた対応についてお答えいたします。今後の災害対応において、新型コロナウイルス感染予防に配慮した避難所運営が求められております。国では、避難所内での感

染を防ぐための指針や、マニュアル等が発出されております。その主な内容としては、従来避難者1人当たりの専有面積2平方メートル程度としていたものを密集を避けるために拡大し、さらに感染防止のためにパーティション等で区画することが望ましいこと、すれ違いを避ける動線確保を行うことなどが示されております。

現在、避難所で使用する段ボール製の組み立て式パーティションを町内段ボール業者と共同開発しております。また、主な避難所として使用する町内5つの小学校、南中学校、文化センター、社会体育館の避難所レイアウトを作成し、収容人数の把握を行い、3密を避けた避難所の研究を行いたいと考えております。3密を避けた避難所運営を行った場合、収容人数は相当数減少します。そのため、住民の皆様にはハザードマップを使って自宅の水害リスクを確認し、自宅が安全な場所であれば2階に避難する垂直避難や、町の指定する避難所ではなく安全な場所にある親戚や友人宅に避難することなどをお願いしてまいります。

災害情報伝達方法の現状と対策につきましては、町が持っている情報伝達ツールのメルたま、ホームページ、ラヂオななみに加え、公式SNSを立ち上げて即時性のある情報発信を充実させるよう考えております。また、住民一人一人が有益な気象情報や河川の水位情報等を取得できるよう、広報、ホームページや地域の防災訓練などの機会を使って、情報取得方法等を周知したいと考えております。

国、県においても、利根川、烏川の洪水対策として、河道掘削や樹木伐採、堤防の強化等を積極的に行っております。県では、台風19号の際に危険度が高まった板井の銀輪橋付近に監視カメラを設置し、公開しております。また、利根川左岸の上福島以西の堤防に大型土のうを設置するなどの対策を実施しております。

災害弱者への具体的な情報提供や対応策につきましては、町内在住の高齢者のみの世帯や、介護が必要な方、障害をお持ちの災害時避難行動要支援者は459名登録があり、そのうち支援者の記載がない方は336名おります。これらの方々には、災害時の気象情報や避難情報を直接お伝えする必要があると考えております。台風19号の際には、区長や民生委員が電話等で避難情報の伝達や安否確認をしていただきました。今後も、マンパワーを使った情報伝達を引き続きお願いしたいと考えております。併せて、健康福祉課において独り暮らしの高齢者の安否確認を目的とした緊急通報装置の貸出事業を行っておりますが、そのシステムを利用して災害情報等を発信するための装置を開発中とのことでございます。いずれにしましても、伝達方法ができるだけ多くなるよう研究してまいります。

次に、内水氾濫ハザードマップについてお答えします。内水氾濫ハザードマップにつきましては、区長及び消防団から過去の浸水、冠水箇所について報告をいただき、地図データにマーキングしたものを地図アプリでも閲覧可能とするものです。現在業者で作業を実施しており、6月中にはスマートフォンやパソコンの地図アプリで閲覧可能となる予定です。

内水氾濫地域対策につきましては、先ほどの防災対策の進捗状況でお答えしたとおりでございます。よろしく申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 7番石内國雄議員。

〔7番 石内國雄君発言〕

◇7番（石内國雄君） 自席にて第2回目の質問をさせていただきます。

文化センター周辺地域の交通ターミナルについては、もう既に完成されて、これから運用等をどんどん拡大していくということでございますので、ご期待申し上げます。

県のほうで凍結されているということでお話がありましたけれども、今年度の予算については防災対策を重点にするということで、このBRTのものについては凍結になっているということですが、それについてその後、今年はコロナもありますけれども、今後それは、凍結ということはもう棚上げになるということで、何もなくなるというふうな認識でございましょうか。それとも、予算的な措置をまずやった後、防災等が終わった後、次のときにはそれがぐっと進むというようなものを町としては捉えているのでしょうか、その辺についてまずお聞きします。

◇議長（三友美恵子君） 副町長。

〔副町長 古橋 勉君発言〕

◇副町長（古橋 勉君） 石内議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

非常に厳しい状況だなというふうに考えております。ただ、大変重要な事業でございますし、県知事の答弁も公共交通の中でBRTは重要だと、一方毎年6,000万円の赤字が少なくとも出るということで、先ほど石内議員さんがおっしゃられたような防災を優先するのでというようなことを言っております。そういうところで手をこまねているわけにはいかないので、町としても近接市と協力して推進していくような体制が必要かなと考えておりますが、ちょっとコロナで動きが取れない状況だったので、引き続き近接市とも連絡取って、早く再開できるように持っていきたいかなというふうに考えております。

◇議長（三友美恵子君） 7番石内國雄議員。

〔7番 石内國雄君発言〕

◇7番（石内國雄君） 隣接地も必要ですし、あれだと思っておりますけれども、特に高崎市ですか、高崎市、伊勢崎市、太田市、館林市のほうとはよく連携を取っていただいて、いずれにしても県の事業ではありますけれども、町として大きく発展する事業ではあるので、積極的に情報収集だとか、それからそれに対しての取組、そういうものは必要だと思いますので、積極的に行動を起こしていただければと思います。

それで、乗合タクシーたまりんの再編について10月をめどにというお話なのですが、この乗合タクシーたまりんの再編をするに当たって、いろいろ計画をしていると思うのですが、その進捗状況は実際どんな形で、町民の方の足となるたまりんを有効に使うためにどのような運行状況とか、方法を考えたり、それを諮問していこうかというようなことが、もうある程度骨子は固まっていると思うので、再度その辺のところをちょっとご説明ください。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

先ほどのご質問にもありました、副町長から答弁したとおりで、BRTが一時凍結ということで、なかなか状況厳しいということでございます。たまりんの再編につきましては、環境安全課といたしましては、とても利便性が上がるという中で、交通ターミナルをそこに設置をしていただいて、交通ターミナルからBRTへ乗り継ぎがうまくできて、住民の方が移動しやすいような路線バス、たまりんの再編を計画していたわけですが、こちらが一旦予算のほうで凍結ということになってしましまして、正直なところ利便性を上げるのに、どういうふうにたまりんを持っていったらいいのかというのは、今現在検討中ということではございますけれども、いずれにいたしましても、でき上がりました交通ターミナルを町の公共交通の拠点として利用しながら、町内各地の拠点となるような場所を往復するというのが当初の考えでございました。BRT、交通ターミナル、あとは各地域のハブ化なりを行うというようなことで計画をしていしましたが、BRTが再開するまでの間というのが、交通ターミナルを拠点として各地域を巡回する、今の方法に近いような形を一旦は取らざるを得ないのかなというふうには今現在考えております。

利便性を上げるために、もろもろ今後検討も重ねますし、路線バスが交通ターミナルに全て各社が乗り入れていただくということもまだ確約のほうはいただけておりませんので、その辺を全てクリアにして、必ず公共交通会議というものを開いて、そこで承認をいただかないと公共交通の変更等ができませんので、そういったことをまずはしっかり固めて公共交通会議のほうにかけ、4月からはもろもろのダイヤであるとか、路線変更等を実現させたいというふうに考えております。

◇議長（三友美恵子君） 7番石内國雄議員。

〔7番 石内國雄君発言〕

◇7番（石内國雄君） まず、町長にちょっとお伺いしたいのですが、今現在玉村町には、一応住民の方のための交通として町でやっているのはたまりん、あとはタクシー券という話で、あとは従来からあるタクシー会社とか、群馬中央バス、それから永井バスさんの路線ということなんです。前橋新聞間とか、例えば中央バスさんとか、永井バスさんの協力を得て本数は増えてきていると思うのですが、町民の足の確保という形で考えると遅々たるというか、なかなかというか、今後の高齢者の方の買物とか、それからいろんな形の通院とかを考えたり、また町民の方、町の発展とか、そういうことを考えたときには、これを今のたまりんの修正だけでなく、抜本的に玉村町の公共交通を考える必要があるかと思うのです。今のたまりんの運行の編成とか何とかというのは、環境安全課のほうで一生懸命対応していると思うのですが、その1つ上に上がった町の公共交通について考える必要があるのではないかなと思うのです。

この間配られて見せていただいた、第2期玉村町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略と

いうところにも、公共交通についてかなり触れられているのです。そうしますと、今のたまりんだけでいいのかという、または実際玉村町に関わっている群馬中央バスさんと永井バスさん、または個人的なタクシーさんだけのその現状を1つも変えずに何とかしようということ自体が、それでいいのかというのがまず疑問に思いまして、質問させていただいたのです。

デマンド交通については、今まで取り上げてきたので、また今回も取り上げさせてはもらいましたが、でも、デマンドを開発した人の話を聞きますと、こんなに平らで、こんなに5キロ四方で狭いところで、こんなに効率のいい場所はありませんという回答でした。デマンドが使われているのは、確かに山間部とかそういうのが多いのですけれども、効率を考えたときには、玉村町は最適だというふうな話でした。平らだし、狭いし、自由に動けるところというので、こんな効率のいいところはないと。だから、たまりんとデマンドだとか、そういうものはやっぱり根本的にもう一回見直したほうがいいと思います。

また、この間の6月1日に読売新聞で、高崎市が乗り降り自由の無料タクシーというのがワゴン車で、これ車椅子も乗れるような形で、これの特徴は、運行時間が9時から5時までという形でコースが決まっていて、30分から40分置きに常に車が走っている。その運行している時間帯、運行している路線の中では自由に乗り降りができる、無料ですと、そういうようなシステムというか、そういうものが始まりました。これは山間部であったかもしれませんが、そういうの始まりました。玉村町もそういうような、例えば路線が決まっていて、定期的に本数があるという、そういう公共交通ができていればこの玉村町の、町長もお話ししております立地条件を生かす玉村町とか、そういう面で行くと非常に価値のあるものかなと思うのです。

そういう意味では、町長はどうでしょうか。たまりんは当然有効活用するとして、その上でいろんな新たなものを、例えば今既存の業者と競合するのではなくて、協力を得ながら、協力したくないというところもあるみたいですが、協力を得ながら新たな組織づくりとか、公共交通を考えるということについてはいかががございましょうか。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 石内議員にずっと見詰められながら質問されてしまって、弱ったなと思って。

実は、私もこのコロナの状況の中で、買物に行きづらい、それからだからお弁当のデリバリーが欲しいとか、そういった声を幾つか聞いております。そしてイメージしているのは、例えば前橋市、高崎市でも始めましたか、タクシーを使ってお弁当の配達をやっていく、いろんな知恵で動いています。それから、みどり市でもデマンドを使っていると。それで、デマンドと今のたまりんを組み合わせることができないかどうかとか、いろいろアイデアはもらって、私もそれなりに職員と話しているのですけれども、やはり1つの固定観念の中であると、なかなか難しいみたいです。

今ちょっと買物のことも触れられているけれども、昔であれば私は本当は、地域に何か空き家を使

って心あるというか、力あるというか、思いある人たちが食材を作って、昭和30年代の、要するに地域地域に小さな店があったような状況もいいのかなと思っていただけれども、なかなかそれは難しいとなった場合、例えば移動販売ということも今必要なのかなというのは少し思っているのですけれども、そういうものとの組み合わせも、交通手段だからそこは単純なものではないけれども、このコロナ禍の、これが過ぎた後の町の状況というのは、生産年齢人口がだんだん縮小し、高齢者人口が増えていく、それで確かに354バイパスで外へ出るのはよくなる、それからまた新橋を造れば前橋市に行くのもよくなる、外に出るのは非常にいいけれども、町なかで用が足らないような状況というのが出てくるので、そういうものも含めたコロナ後の町の状況を見た高齢者、交通対策、買物対策というものをやっぱり考えるべき時期かなと思っていますので、そういう認識ではいます。だから、それにはいろんなところでの試み、周りの自治体でのチャレンジというのは、やっぱりそれは非常に参考になるかと思っています。

◇議長（三友美恵子君） 7番石内國雄議員。

〔7番 石内國雄君発言〕

◇7番（石内國雄君） ぜひ、例えばたまりんの運行とか、そういうのについてはそれでもう精いっぱいだと思うのです。環境安全課の方が一生懸命やっただいて、いろんなデータからやっているのです、新たな交通を考えるということであれば、例えば企画課も含めたところでプロジェクトチームをつくって、町の公共交通をどうするのかというような、まちづくりをどうするのかというような視点から、いろんなものを方策を考えたほうがいいのではないかなと、まず思います。

また、玉村町は、高崎市、前橋市、伊勢崎市、藤岡市もそうですけれども、市に囲まれておりまして、各市にはそれぞれたまりんではなくて、高崎市のぐるりんだとか、そういう同じようなものがあります。そういう行政のいろんなものはありますけれども、予算的なものもありますけれども、そことタイアップしたり、乗り入れたり、そういう協力体制をつくることで、玉村だけではなくて群馬県のというか、この中央地域の、特に未来を紡ぐ玉村町ですので、その玉村町を經由してもらうようなもの、つながりを積極的につくるとかいう中で、いろんなことを考える必要があるのかなと思いますので、ぜひ検討をよろしくお願ひしたいと思います。新しい町長になりまして、いろんな発想も変わってくると思いますので、ぜひ期待しておりますので、難しいですけれども、よろしくお願ひします。

次の新型コロナウイルスに関する町の情報提供のことについてなのですが、このところでも質問のところでもやりましたけれども、町民の方が今何を知りたいのかな、コロナウイルスのいろんな関係があったときに、やっぱり不安だとか、風評被害だとかというのがあるといのは、情報がないということと、ぼっと出たり、うわさはあるのだけれども、それに対する認識だとか、そういうのが町からの情報がなかなか手に入らなかったと。だから、うわさとかいろんな話はずっと聞こえてくるのだけれども、町からの発表も正確なものが出ないので、なかなか出せないというので、ずっと出ない期間が多かったりするので、そういうことって不安が不安を呼んでくるということなのです。だから、

例えば状況が変わらないなら変わらない、でも皆さんしっかり自宅待機してくださいねとか、そういうメッセージ等は出せるのだと思うのです。そういうのが例えば定期的に正確なものができれば、その正確な情報を加えて、共にこの事態を打開しましょうとか、考えていきましょうというものは、県からの情報がないからとか、個人情報なので発表できないからとはまた全然違う次元のものなのだろうと思うのです。町の町民の方々に、コロナウイルスの対策についてどう皆さんに、町はこういう情報は持っていますけれども、ここまでは発表できますよ、またこれから今国や県はこういうものをしていますから、町としてこういうものをしていきましょうという、そういうメッセージ的なものが定期的に出るということが、私は非常に安心につながると思うのです。例えば毎週火曜日に対策会議等は町のほうでは開いていただいていると思うのですけれども、そういうようなもの対策会議を開いてこうなのですよとかというような中で、そういうものが必要だと思うのですが、そういう情報の出し方というのはどうだったのでしょうか。そういうのが必要かと思いますが、いかがでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） お答えいたします。

私たちの部署でメルたま、それからホームページ、あるいは広報等を作成いたしまして情報伝達をさせていただいております。

議員がご指摘のとおり、町民の方まだ不安をたくさん抱えているということでございます。私たちといたしましても、町民の方が知りたい情報を迅速に、正確にお伝えするということが使命だと思ってやっていたわけなのですが、不安が払拭されなかったということで反省しております。そういったことがないように改善はしていきたいというふうには考えております。ただ、お話の中にありましたけれども、情報を伝えてはいけないとか、そういう壁があるということも承知の上でのご質問ということでもありますけれども、私たちにとりましてもその壁が非常に高く、なかなかお伝えしたくてもできなかったというような状況がございます。特に不安になってしまったというのは、例えば感染症にかかってしまった方がどこに住んでいらっしゃるのかとか、そういったことが非常に知りたいというような状況は、私たちも感じました。それは、決して興味本位で知りたいと言っているわけではなく、どこに住んでいるというのが分かれば、そこに行かないようにするとか、自分たちが感染しないように心がけられるから教えてほしいとか、そういったご意見などもあったようです。ただ、やはりどこにお住まいかということは、なかなか情報として提供できるものではありませんので、私たちも不安をなくすためには早く事業者名を公表するとか、そういったことを働きかけていたのですが、なかなかそれが実現できず、昨日も答弁でお答えしたとおりなのですが、その提供できる内容につきましては、あれが当時は限界だったというふうに感じています。ただ、伝達方法とかはまだまだ改善の余地があると思います。情報が増え過ぎてきて、必要な情報がどこに入っているのか分からなくなっているから整理してほしいなんていう、そういう意見もいただいております。それを

いただいて、ちょっと整理もしてみたつもりなのですが、まだまだきっと改善の余地があるのだと思いますので、その辺は工夫をしていきたいというふうに考えております。

◇議長（三友美恵子君） 7番石内國雄議員。

〔7番 石内國雄君発言〕

◇7番（石内國雄君） ちょっと私が感じたのは、個人的な情報云々というのではなくて、例えば玉村町で介護事業所、福祉事業所で4名の方が出ました、最初1人出ました、2人目になりました、3人目、4人目になりましたと、そこはよく分かったのです。事業所も時期を経たら明確になりました。いろいろテレビ等でやっている、では陽性反応出た方がどういう形でどこにどういうふうになっていて、出てからそろそろもう何日目だよとか、その辺のところはわかっているはずなのです。要するに、陽性反応が出た日にちが分かっているわけですから、もう何日たった。それで、例えばもう1週間たちました。今のいわゆる緊急体制というのは東京のあれではないですけれども、大体何日間はじっとしていなければいけないとか、では何日たてば少しはあれなのかなというのはあるとは思いますが、陽性反応出た方がいますと、それずっとなのです。自分で、いつからだったかなとか、もうそろそろあれなのかねとかというのも分からない。遡ることができないので、自分のところで分からないで、そういうときにぼつぼつとその方が待機して大丈夫みたいですよとかという話が、定期的な形で今既にそれで何日たちましたとか、そういうような情報があると安心もできたのかなというの思っております。そういうのは出せる部分はある、個々いろいろ違いますけれども、表にして、グラフにしてとかというようなことは、情報を得ながら自分のところで作成をして、お知らせするということは非常に安心感を生んだのではないかなというふうに私は思っておりますので、その辺のところも入れて検討していただきたいなと思います。

また、新型コロナウイルスの対策で、町のほうで支援給付金というようなものもいろいろ創設して、これから給付が始まります。感じることは、臨時会とかこの定例会で議案が通りました。浅見議員の質問にもありましたけれども、今欲しいのですよという話なのです。何が言いたいかという、議案をつくって、申請用紙がまだできていないという状態については、町はどう考えているのかなというのを、ちょっときつい言い方ですけども。要するに、その申請とかそういうのまである程度つくって、議案が通ったらすぐぱっと、あしたから申請ができるのですよと、事務的には給付についてはいろんな事務があるのであれかもしれませんけれどもという、そういうようなものとか、そういう体制とか、あともう一つは、先ほど情報伝達については広報とかホームページとか、それから町の情報のあれだとかという形になるのですが、そもそもその町が発信しているもので、広報については時間がかかりますけれども、全世帯にある程度行くと。でも、そのほかのやつはばっば、ばっば入ってくるのですけれども、それが変化するのですが、町の住民の方のどのぐらいをシェアしているのでしょうか。ホームページ、メルたま等で、それが分かる方はどのぐらいおりますか。どのぐらいのシェアだと思っておりますか。

◇議長（三友美恵子君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） シェアということのご質問なのですけれども、例えばメルたまですけれども、現在4,030件余りの登録がございます。ここから送信してもちょっと受け取っていただけてないメールも250件近くあるようでございますので、大体3,770件以上が送信されて情報として提供を受けていただいていると、変な言い方ですね、見ていただいているのではないかというふうに思っています。

また、ホームページのほうなのですが、これはちょっと見ていただいた数字の把握が難しいのですけれども、ホームページを見ていただいたページ数、その把握はできておまして、今年の2月から5月の4か月間なのですが、約100万件以上、100万ページ以上を見ていただいております。この100万ページというのは、昨年度、平成30年度が1年間かけて約111万ページを見ていただいていたということになりますので、この4か月の間で、ほぼ昨年に近いホームページを閲覧していただいたと、そういうふうなことになるかと思えます。

特にメルたまなのですけれども、町内で新型コロナ感染者が増えた頃に、やはり登録者数が激増しております。また、ホームページの閲覧ページ数も、同じく感染者が出てホームページにアップした頃、その頃に閲覧数がやっぱり通常ですと本当に2,000ページとか3,000ページで推移しているところが、その日に限って4万ページほど御覧になっていただけているとか、そういったような数字は出ております。

◇議長（三友美恵子君） 7番石内國雄議員。

〔7番 石内國雄君発言〕

◇7番（石内國雄君） ページ数ですので、1人が全部見れば全部あれなので、割り返すとこれは難しい話なのですが、情報を知りたい人でも、メルたまをしていなければ、またホームページを開くことができなければ、また仕事をしていてホームページをなかなか見ることがあれなので、見る人は年中見るのです。けれども、実際に町民の3万5,000、6,000の人たちの中で、成人の方の中でどれだけの割合で、玉村町の情報でぱっぱっと出る情報のメルたまだとか、ホームページにどれだけアクセスして見ていただけているのかというのは1回、どうやって調査するのか分からないのですが、そういうのが必要ではないかなと思っているのです。

町の情報発信、一生懸命やっているのですけれども、受信しているのがどのぐらいなのかとあって、町のこれからの行政の運営の仕方が、やっぱり考えなければいけないのかなというのが出てくるのかなというふうに思うのです。だから、例えば先ほどの交通弱者の話だとか、または人のうわさは聞くのだけれども、実際自分でその文章だとか、そういうのを正確に確認しない、できない方が多くいたり、そういうのがいろいろ助長されて、不安になったりとかそういうのが多くなるのかなというふうにちょっと感じるのです。見れる人だって、ああ、こうかいというので1回見て、あとはその次の2回

目、3回目は見ないでしまったりとか、結構私はそういうタイプかもしれませんが、そういうのがあったりとか、いろんなパターンがあるのかなと思うのです。そういう意味で、情報の伝達というのは非常に難しい話ではないのかなと思っていますが、それも何か努力する必要があるのかなと思います。

町の支援策で、先ほど申請書云々というのを言いましたけれども、実は商工会議所だとか、そういうところはやっぱり当事者意識がありまして、こういう支援策が出たといったときには、主立った事業者とか、そういうところにわざわざ文書を送ってくれたり、申請したらどうですかねとかというのがあるのですけれども、今のところ玉村町のやり方は、こういうのが通りました。申請がいつからできます。待っています。待っています。待っています。来たら頑張りますと、こういう感じなのです。特にこういうコロナで大きな経済対策を実施するときには、呼びかけが必要なのだろうと思うのです。呼びかけが必要なときに、今のホームページとかメルたまは当然ホームページに載っているのですけれども、実際生活の仕方とかいろいろな中で、そういうものを見ている間がない、それどころではないのだという人もいっぱいいる中で、やっぱり町からの何かお知らせが直接届くというのが大きいのかなと思うのです。

今度の特別定額給付金についてのことをちょっと考えますと、まずは入力してやってくれた方がどのぐらい出たかとか、それからホームページに載せて印刷して申請してきた方はどのぐらいあったとか、それから通知を出して、届いた後どういう形で申請がなったかというのをちょっと考えてみますと、やっぱり自分のところに身近に来たり、自分で積極的にやる人はそういうものでやるのだけれども、通知は来て、いつ来るのだ、いつ来るのだと要望していて、そういうの聞いていないよとか、そういうのがあったのかいという話がいっぱいある中で、実際通知が来た後にはどっと押し寄せてきたわけですから。それだけ困っていたということなのですからけれども、そういう方々に手を差し伸べる町の行政施策をぜひやっていきたいと思うのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） ただいま石内議員のお話を伺いまして、確かに優しい行政というのでしょうか、町民に対しまして一人一人手を差し伸べる、具体的に今回のようなことがあれば、そういう通知を出してご案内をして申請しやすいような状況にしてあげるということは、優しい行政ということでは非常に効果的なものかなと思います。ご指摘をいただきまして、全てのことでそれを実現することはちょっと難しいかもしれませんが、非常にご提案いただきまして、今後参考にさせていただければと思います。

◇議長（三友美恵子君） 7番石内國雄議員。

〔7番 石内國雄君発言〕

◇7番（石内國雄君） 手元に届くやり方というのは、お金もかかりますし手間もかかるのですけれども、でもそれをやることで救済の速度だとか、広がりができますので、ぜひ積極的に取組をでき

ばなと思います。

次に、防災対策の関係なのですが、これから進んでいく中で、特に町のほうとしても予算をつけていろいろやっておられるというのは分かりましたので、期待をしております。それで、これも先ほどコロナの話だとか、先ほどの支援策の話とかというのと絡んでくるのですけれども、要するに防災弱者の方への伝達、そこがやっぱり大きく今後の課題なのかなというふうに思うのです。

先ほどの中では、例えば障害者の方とか高齢の方は、結局四百何人いて云々という話がありました。結果的には区長さんなり民生委員さんにご足労をいただいて、一人一人というお話がありました。民生委員さん、区長さんいろいろお仕事されて、当然それをしていただくのはあれなのですけれども、それで大丈夫なのでしょうかというのが、まず大きな疑問です。場所によっては、いろんな安い機材を買って受信装置を各そういう家庭に配布している自治体もあります。何か防災のそういうもの、何かあったときに音で聞こえる、身近に自分のところの手元で音が聞こえる、文章とかそういうので、絵とかそういうのも入って見える、タブレット的なものなのかもしれませんけれども、そういうようなものを、高齢のご夫婦だけしか住んでいないお宅とか、そういうものに触れられない方に対して、そういう緊急受信装置みたいなものは貸与とかそういうのではなくて、配付するぐらいの対策をしていかないと、民生委員さんお願いしますよといっても、実際その方は手はなかなか打てないので、特に広く避難するのではなくて、例えば2階に上がって待機してもらうのだよとかという話であれば、なおさら防災マップを、そういう話を皆さんで研修をした上で、まず2階へ逃げてくださいねというようなものが、通知とかそういうのがその人に来れば、まずそこでそういうことが対応できるのかなと思うのですが、そういう方々への情報の提供の仕方というのは、前に防災のときの情報の提供というので質問したときには、もう係の職員の方が一生懸命車で回って放送するのですよ、同時放送がどうだというときのそういう話ですけれども、そういうので一生懸命頑張っているのですよと。でも、その話というのは、雨が降っているとき回ると雨で聞こえないので、やるだけ無駄ではないのかという話も出てきますし、そうなってくると、やっぱり個々にそういう情報が受信できるもの考えるべきと思いますが、その辺のところは予算もかかりますが、その辺についてはいかがでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

石内議員のおっしゃること、もっともだと考えておまして、環境安全課でもそういった方にどのように迅速かつ正確な情報を伝達できるのかというのは、日々考えているようなところでございますけれども、やはりどうしても予算的な面があって、この方法だとちょっと金額がかかり過ぎなのではないかとかというようなことも、いろいろなジレンマを抱えながら日々様々研究、検討しているわけですけれども、そんな中で今現在健康福祉課のほうで、そういった独り暮らしの高齢者の方が、そちらも貸出しで月にお幾らかの金額を出して加入していらっしゃる方の緊急通報装置ですか、見守りの

ためにボタンを押すと警備会社のほうにその情報が行って、無事なのだなというような、そういった装置の貸出し等もやっておりますので、そちらの業者のほうに災害時に、例えば音声情報を、そちらの装置に加入している方に電話を使っていくような、そういったシステムを今開発中だということも聞いておりますので、そういったものをもろもろ利用しながら間違いのない情報伝達、あとは区長さん、民生委員さん、それぞれ災害発生前というのはとても忙しくなりますし、そういった方を頼るだけではなかなか難しい面もあるのですけれども、どうしてもそういった地域の防災力を上げていただきながら、そういったところで、例えば分担で連絡していただくとかという、そういったことも一緒に考えていながら、そういった弱者の方を間違いなく命を救えるような、そういったことも今後とも研究、検討していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 7番石内國雄議員。

〔7番 石内國雄君発言〕

◇7番（石内國雄君） 今の特に弱者の方云々については、玉村町はいろんな弱者の方に対してどれだけ配慮をしていくか、またはお金を使っていくか、命と財政、どうてんびんにかけるかという話なのだろうと思うのです。だから、全世帯という物すごくお金かかりますけれども、例えば65歳以上の単独世帯だとか、ご夫婦だけの世帯だけの数とか、先ほど四百幾つのありましたけれども、それを基盤にしたところで、それから少しずつ広げていくというような予算取りをしていったりとか、そういうふうにしていくと、まず町としての姿勢というのが非常にいいのではないかなというふうに私は思いますので、その辺について、町長いかがでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 今の情報伝達、いろいろ話お伺いしましたけれども、言ってみれば伝達の方法というのは、法律で伝達しましたということを書いてしまえばしたことになってしまうのがありますよね。例えば役場の入口のあそこの掲示板に貼っておけば、もう告示ですという形で何か月云々、そういう捉えもありますけれども、そうではなくて、本当に例えば10万円の特別定額給付金がどうしてこれだけ多くの人に関心を持ったかということ、それはもう毎日のようにメディアを通じて、要するに30万円給付だったのが、また10万円になったということで、それでもこの自治体では配布が始まりましたよなどのニュースがどんどん流れて、そうすると玉村町は何やっているのだみたいな話。みんな関心に来て、そういったもの、要するにホームページだとか広報、いろんなことをしてのほかに、今度は全日本的な関心事としてこの特別定額給付金というか、みんながそれで5万円ではなくて10万円という一くくりのなかなか大きな金額が給付されるということで、どんどん、どんどん、あなたももらったの、まだ来ないのという状況になってくると思うのです。それでは、今度は町だけのものということになると、なかなかその情報伝達がやはり限定されてしまうということがあると思うのだけれども、それでは3万6,000人だから、班長さんを通じて全部戸別でできましたよと

いうようなことができれば、それにこしたことはないと思うのですけれども、でもそのぐらいの気合の入れ方というのは重要なと思います。

それから、今の防災弱者への、要するに伝達器具みたいな、それは例えば可能かどうか分からないですけれども、また政府が2兆円規模の予算組むと言っていましたよね。その中の果たしてその対策になるかどうか分からないけれども、例えばそういう状況が来れば、少しお金もかかることですし、それから、要するにそういう状況が来れば1つの目安にはなるのではないかなという思いがあります。そうでもない、本当に幾らきめ細かい行政といっても、その機械をもらっても、今度は使い方が分からないという人もいでしょうし、非常に細かいこと言うと難しいのです。だけれども、大ざっぱにざっとやるということも必要なので、そういう状況だと私は思っております。

◇議長（三友美恵子君） 7番石内國雄議員。

〔7番 石内國雄君発言〕

◇7番（石内國雄君） 3秒になりました。ぜひ積極的に、手に届くやり方をお願いいたします。

以上で終わります。

◇議長（三友美恵子君） 休憩いたします。11時30分に再開いたします。

午前11時15分休憩

午前11時30分再開

◇議長（三友美恵子君） 再開します。

◇議長（三友美恵子君） 次に、11番宇津木治宣議員の発言を許します。

〔11番 宇津木治宣君登壇〕

◇11番（宇津木治宣君） 11番宇津木治宣です。通告に従って質問をいたします。

まず最初に、新型コロナ問題は、私たちの生活に重大な影響をもたらしています。感染防止に奮闘されている医療、介護、その他関係者に心から敬意を表するものであります。今度のコロナ問題は、私たちの政治の在り方、国家の在り方、そういうところにも重大な影響を与える可能性があるものではないかと思えます。とりわけ地方自治体の体制も、今までは切り詰め、切り詰め、切り詰めでやってきましたけれども、そういうことができない。例えば企業なんかでも、かんぱん方式といって絶対在庫を持たないという商売が、今大変な危機になっていると。要するに余裕を持たない制度、国の経済の仕組みというのが、今後は検討されなければならない、こういう時代だと思うのです。そんな観点の中で、質問を続けたいと思えます。

まず最初に、新型コロナウイルス感染対策では、国、県、市町村が連携し、感染拡大の防止と緊急経済対策に取り組んでいるところであります。今、中小企業は消費増税や人口減少、高齢化、後継者

不足、海外との競争で、構造的な変化を起こしています。町内の現状を見ても、相当厳しい現状であります。加えて、新型コロナウイルスの経済に与える影響は、計り知れないものがあるのではないのでしょうか。

そこで、県内では多くの自治体が、小規模企業振興条例を制定しています。本町においても条例を制定し、中小企業への支援を強め、活気あるまちづくりを進めていくべきではないのでしょうか。とりわけ、コロナ問題で深刻な打撃を受けている中小企業を根本的な制度として守っていくと、こういう条例が今こそ必要なのではないかと提案をするところであります。

次に、新型コロナウイルスに関連し生活困窮者自立支援制度の活用についてであります。国は、新型コロナウイルスに関連した生活困窮者自立支援制度の活用について、以下のような対応を自治体に求めているところであります。1つは、今般の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う全国的な学校等の一斉休校や、事務所の休業等により生活に困窮する方については、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関において、家計や仕事、生活上の困り事など幅広く相談を受け止めていただくとともに、庁内部局や関係機関と連携し、本人に寄り添った支援を強めていくと言われております。

2つ目は、特に住まいに関する不安を抱える方については、住居確保給付金の利用とともに、一時生活支援事業の活用等の検討等を積極的に進めること。

3つ目は、自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅、その他の部局において生活困窮している方であって、自立相談支援機関につながっていない方を把握したときは、生活困窮者自立支援法第8条に基づき、その方に対して自立相談支援機関への相談を促す等適切な措置を講ずるほか、庁内の連携体制を強化し、生活に困窮する方に包括的な支援を強めること。

4つ目として、子どもの学習・生活支援事業は、実施に当たって留意事項をまとめた「ひとり親家庭及び生活困窮者に対する学習支援事業の実施における新型コロナウイルス感染症への対応について」が示されています。以上の4項目について、当町の対応をお尋ねいたします。

3つ目、新型コロナ感染者の正確な情報の開示と風評被害の払拭を求めるであります。玉村町では、当該施設の入出力事業者の利用者をはじめ、近隣の看護や介護など訪問事業者に対する風評被害が広がっています。先日もテレビ報道で、この問題を玉村町を名指しして取り上げて報道していました。高齢者らが別の事業者からサービス提供を拒まれたり、訪問事業者が偏見を持たれたりするケースもあります。また、こうした施設に勤務している職員の子供にも影響を与えるわけでもあります。そこで、新型コロナ感染者の正確な情報の開示と、風評被害をなくす取り組みを進めるべきではないでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 宇津木治宣議員のご質問にお答えいたします。

初めに、小規模企業振興条例の制定についてお答えいたします。小規模企業振興条例につきましては、中小企業振興の基本理念及び施策、自治体、中小企業及び大企業、経済団体、金融機関等の役割と責務などを規定した条例であると認識しております。

町内商工業者の多くは中小企業であり、中小企業の活躍が町の活性化と雇用創出につながることから、町では中小企業振興を根幹に考えており、これまでも小口資金などの制度資金や保証料の補助、利子補給など資金面での支援を行ってまいりました。また、このたびの新型コロナウイルス感染症拡大による町内中小企業及び小規模事業者への影響に対しましても、玉村町新型コロナウイルス感染症緊急経済対策資金及び玉村町小規模事業者緊急支援助成金交付制度などの施策を講じ、支援をしております。小規模企業振興条例につきましては、今後も引き続き商工会や金融機関などと情報連携を図りながら、町内中小企業者及び小規模事業者への支援策について検討していく中で、研究してまいりたいと思います。

次に、新型コロナウイルスに関連した生活困窮者自立支援制度の活用についてお答えいたします。ご質問の生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関につきましては、玉村町では玉村町社会福祉協議会が相談窓口となっております。住居確保給付金の相談先につきましても、同様に社会福祉協議会が窓口となっております、日々対応しているところです。

現在、新型コロナウイルス対策により各種の経済的支援制度がありますが、それらを活用してもどうにもならない場合は、最終的に生活保護の申請になるかと思えます。その際には、生活保護の相談窓口は役場となりますので、社会福祉協議会から相談ケースを引き継いだり、庁内関係課とも連携しながら包括的な支援に努めております。

なお、5月末の時点で社会福祉協議会には、新型コロナウイルスに関連した緊急小口資金の貸付けなどの相談が、平均して1日に7件ほどあると聞いております。また、その中から最終的に生活保護申請に移行したケースは、幸いにもまだ発生しておりません。

次に、子どもの学習・生活支援事業についてお答えします。当町では、独り親家庭の小学生児童を対象に、玉村町ひとり親家庭無料学習支援事業を平成28年度から実施しており、今年度も10名の小学生児童の申込みがありました。当初5月9日の土曜日に開講式を予定しておりましたが、新型コロナウイルスの影響があり、6月6日に延期予定となっております。今年度の学習支援事業を実施するに当たりましては、宇津木議員のご指摘のとおり、「ひとり親家庭及び生活困窮者世帯に対する学習支援事業の実施における新型コロナウイルス感染症への対応について」に示されている手洗いの徹底やマスクの着用等の対応策を適切に行い、事業を実施したいと考えております。今後も独り親家庭の小学生児童を対象に、学習の機会を提供していきたいと考えております。

次に、新型コロナ感染者の正確な情報の開示と風評被害の払拭についてお答えいたします。令和2年3月28日に、当町で初めて新型コロナウイルス感染者が発生し、週明けの3月30日より既に風評被害の問合せを多く受けました。その日から、早めの解決のため伊勢崎法務局へ人権侵害なのではな

いかと問合せを行い、また県の介護高齢課と障害政策課へ、町外の介護施設など福祉事務所へ風評被害を行わないよう連絡してほしいとお願いを行いました。しかしながら、即効性のある方法がございませんでした。そのため、地道な町民への風評被害防止啓発はもとより、新型コロナウイルス感染者の正確な情報提供ができるように、伊勢崎保健福祉事務所と情報の提供について何度もすり合わせを行いました。結果的に提供できる情報は報道機関と同様であり、町民へ安心を提供することができませんでした。そのため、県と町との情報の共有など3点を明記した要望書を4月15日県へ提出し、その後5月8日に県と情報共有の覚書を交わしました。

小林議員にもお答えしましたが、風評被害を防止するには、リアルタイムで正確な情報提供が必要です。一方、感染者は個人情報保護の対象であるとともに、公表されることにより一方的に誹謗中傷を受けることも悲しい現実であります。こうした中、町としては感染拡大防止につながる正確な情報をスピーディーに発信するとともに、町民の皆様にはうわさやデマに惑わされることなく、適切な言動をお願いするものであります。よろしく申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 引き続き自席から質問を続けます。

コロナ対策の緊急経済対策については、新型コロナ感染症緊急経済対策、小規模企業者緊急支援事業、住宅リフォーム制度の再開など、これを取り組んでいるわけですけれども、私ども日本共産党が町民アンケートを集めて、非常に返事が来ているのです。それで、その中に、要するに緊急経済対策とかいろんな施策が町民には伝わっていないのがこのアンケートで、町は何をやっているのだと厳しいお言葉が書かれているケースが多いのですけれども、この点については質問とちょっと食い違いますが、やっぱり情報発信をもっと積極的にして、こういう経済対策を、新型コロナウイルス感染対応地方創生臨時交付金の対応事業はこうにしましたということ、町民に早く伝えることが必要なのではないかと思うのです。私は玉村民報というのを出して、これをもう決まったらすぐに出して、これを見ている人はなるほどなということのようですけれども、一般の町民は議会で何が話し合われたというのは、しばらくたってから広報とか何かで伝わるといって、緊急な対応が求められていると思うのですけれども、まずその辺についてお伺いをいたします。

◇議長（三友美恵子君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） 新型コロナ対策の町の独自事業につきましては、6月1日号の町の広報に載せさせていただいております。発行が終わりましたので、これから各家庭にポスティングされるものと思われませんが、その中に細かくこういった事業を実施しますということで、予算額なども併せて紹介しておりますので、ちょっとタイムラグはあったと思うのですけれども、そちらのほうを御覧いただければ、大まかな町の事業状況、こういうことをやるのだなということ把握していただ

るのではないかと思います。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 緊急経済対策についてはそういうことで、先日私のところにも広報は届いて、見ました。

それで、今回は小規模企業振興条例の制定をということで質問をしているわけですがけれども、県内で35の市町村のうち、県はしています。それから、19市町村がもう既に制定済みと、16市町村がまだ未制定ということで、一番遅く制定したのは大泉町が2020年の4月1日に制定をしています。一番早いのは前橋市の2012年、沼田市の1990年、それからずっと少しずつ増えているわけですが、振興条例の基本的な考え方は、要するに先日も浅見議員が、もっと商工会だとか、会社に尋ねて行って情報を収集したらどうだというふうなお話をして、そういうことでありましたが、結局町と商工会、関係団体、そういうところと足並みをそろえて、県でいいますと群馬県中小企業サポーターズ、小規模企業を支援する団体、商工会、連合会、群馬県商工会議所連合会、群馬県中小企業団体中央会、こういう団体と銀行、そういうものと集まって小規模振興について話し合いをします。やっぱり一過性の経済対策でなく、小規模企業の実態を踏まえた継続的な制度だと思うのです。その辺、町長どんなようなお考えでありますか。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 過日3月か4月ですか、商工会の異動がありまして、前の事務局長が3月いっぱい交代というか、辞任して入れ替わった、そのときちょっとお邪魔していろいろ話しました。そうしますと、この町の主立った会社はやはり中小の会社が多いということもあり、それで県のほうも県の商工会というのですか、も含めてこういった条例をつくってもらえないかということで、商工会自体が何か言われているらしいのです。そういうことも踏まえて、1つの理念の条例、商工会とともに歩む、小規模事業者と歩む町という姿勢を出していただけませんかみたいなこと言われていましたので、そういう自覚はあります。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） ここに、邑楽町の小規模企業振興条例の条文があるのですがけれども、町内企業のおよそ9割を占める小規模企業は、地域の特色を生かした事業活動を行い、就業の機会を提供するなどして地域経済の安定に貢献するとともに、本町経済及び社会の発展に寄与します。一方で、小規模企業を取り巻く環境は、人口減や競争激化といった構造変化に直面しており、売上げ、事業者数の減少、経営層の高齢化、後継者不足など様々な課題を抱えています。こうした小規模企業の現状や平成26年に制定された小規模企業振興法の趣旨等を踏まえ、人口減少社会における町経済の持続

的な発展に不可欠である小規模企業振興を明確に位置づけるために邑楽町小規模振興条例を制定したと、こういうふうに述べて意義を言っているわけです。

そして条例の目的は、小規模企業の振興について基本理念を定めるとともに、小規模企業振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、小規模企業の振興に関する政策を総合的に推進し、もって本町経済の健全な発展及び町民生活の向上に資することを目的とすると。これほとんど全町的に、全町というか、いろんなところでもほぼ同様な条文で、以下にまた細かく書いてあるのですが、やはり今直面しているコロナ問題はそうなのですが、今後もやっぱり中小企業を振興していかなければならないと、当町の発展にとっても極めて重要な施策だと思うのです。

それで、私多分これでこの問題について4回目ぐらいだと思うのです、質問をしているのは。そのときから検討、検討、検討と、ボクシング選手みたいなことを言っているのです、やはり一歩踏み出す時期なのではないかと思うのです。ただ、制定そのものは急に一晩でできるようなものではありませんから、機会を持って制定をするという方向で研究を進めていただきたいと思うのですけれども、町長いかがですか。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 仏作って魂が入っていないというような状況にはならないように、ただつくだけではなくて、本当の条例の意味合いを私たち、それから住民の皆さんが理解できるような環境づくりも含めて検討、前向きに、そういう言い方はないですね、今努力しているところでございます。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） ちょうど時期的には、コロナ問題を抱えているいろんな対策を取りましたけれども、これは一過性のもので、今後とも中小企業の振興に資する政策を進めなければならず、私はそう思うわけですが、県の振興条例もあるので、まだ大沢知事の時代ですが、副町長、県におりましたので、この県の振興条例ご存じですか。

◇議長（三友美恵子君） 副町長。

〔副町長 古橋 勉君発言〕

◇副町長（古橋 勉君） すみません、勉強不足で承知していません。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 県土整備部長でしたからね、畑違いですみません。

いずれにしても、コロナ問題を抱えた中小企業は、極めて深刻な状態が想定をされると。日本経済に与える影響は大きいということで、やはり一過性の経済支援で済ませることなく小規模企業の振興を効率的に図ると。この振興条例は、当面はすぐお金がかかるわけではありません。振興条例を制定

すると、その振興条例に基づいていろいろな施策を展開するわけで、そのときには予算が必要になることもあるでしょう。でも、しかし振興条例の精神そのものというのを先に打ち出しておかないと、やっぱり時代遅れになってしまうのではないかと思うのですけれども、経済産業課長が担当ですか。

◇議長（三友美恵子君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） 先ほど町長からも答弁の中ありましたように、ご質問の中でいきますと中小企業の振興条例ということで、自治体、あるいは商工会、事業者、金融機関、そうしたところの役割と責務などを規定した、理念を定義しているというような条例であるというふうに認識しております。これからまた町内の商工会、そうしたところとも事業につきましていろいろ打合せをさせていただき中で、研究していければということで現状のところは考えております。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 改めて町長にお伺いいたします。

研究、研究というのは、もう3回、4回目かな、研究します、研究しますと。やっぱり政治というのはスピード感が大事だと思うので、やる方向でとか、そういう制定を踏まえて研究しますとか、そういう答弁はいただけないのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） もちろんそういうことです。町としても、小規模事業者とともにある町という意味でこの条例を制定して、そしてこの条例を背景に、小規模事業者が元気になるような政策をつくっていく、逆にその政策づくりのためにこの条例を制定していくという方向で考えております。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 制定する方向で研究するということがよろしいのですね。

〔「はい」の声あり〕

◇11番（宇津木治宣君） はい、確認をいたしました。

次に、生活困窮者自立支援法についてでありますけれども、コロナ問題で、底辺という言い方はあまりよくないな、生活困窮者というのは細かいところでいっぱい出ているのです。私どものアンケートでも、普通アンケートは若い人からはほとんど返事が来なかったのです、今まで。だけれども、30代の男の人と女の人が結構返事をよこして、その中ではやっぱり仕事がなくなりました。例えば派遣社員なんかだと、派遣切りに遭うとアパートからも出なくてはならないという、いきなりもうあしたの生活に困るのだという、これでは生きていけないという、名前を書いてくれれば飛んでいきたいところですがけれども、匿名な返事なのであれですけれども、それで昨日浅見議員が配ってくれた資料

では、社会福祉協議会にかなりの相談が寄せられているようです。もう忙しくてしょうがないというようなことで、やっぱり生活困窮者自立支援法に基づいた取組をもっと強めるというわけにはいかないのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） 宇津木議員の質問にお答えいたします。

こちらの生活困窮者自立支援法は、平成27年に施行されました。福祉事務所を設置している都市部におかれましては、その各市で行います。町村におきましては福祉事務所がございませんので、実施主体自体が県となります。それで、県は県の社会福祉協議会のほうに委託をしておりますので、社会福祉協議会のほうがそちらの生活困窮者自立支援法につきまして、その辺の例えばサポートですか、というお仕事につきまして、県のほうが請け負っていると。その県は、県だけではできませんので、各町村にあります社会福祉協議会のほうに委託ということで行っていることとございます。それなので、今社会福祉協議会のほうで生活困窮者自立支援法のほうのお仕事のほうをやってもらっているということとございます。

今行っている緊急小口貸付等の特例貸付けということでございますが、こちらの貸付けにつきましては生活困窮者自立支援法のほうではなくて、今年の3月10日の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策の第2弾、こちらにつきまして政府のほうから全国社協のほうに依頼があったものにつきまして行っているということとございます。それなので、玉村町では社協のほうに窓口となって県社協のほうに申請書等を上げまして、県社協で判断、こちらの方が貸付けの対象になるとかならないとかという判断は県社協で行って、そちらのほうからご本人様のほうにお金が行くというスタンスを取っているということとございます。

それなので、コロナウイルスに関しましては、この施策のほかには社協のほうは行っていないのですけれども、今後、あと社協のほうで、もしかしたら生活保護に該当するのではないかとということがございましたら町のほうに連絡をしてもらいまして、町のほうで相談内容を聞きまして、またこちら、県の福祉事務所のほうにつなげたりとかということの仕事はしておりますので、一応そういう流れ等を踏んで困っている方を救っている状態とございます。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 確かに当町は福祉事務所がないですから、生活保護の相談は町を通して福祉事務所と協議はすると、私も生活相談、議員の中で何十人も受けました。生活保護をもらうことになった人も相当います。そういう流れの中で、比較的県の福祉事務所は割と動きが早くて、対応が丁寧なので、玉村町に在住していた人が職員だったこともあったりなんかして、機敏な対応をしていたという記憶はあるのですけれども、町のほうに生保の相談というのは、コロナ問題を含めて

ですけれども、今相当来ているようですか。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舩田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舩田昌子君） 先ほど町長の答弁にもあったとおり、コロナウイルス関係の影響で生活保護というお話は、今のところありません。ふだんの生活困窮につきまして相談があります。そんなに当町は多いほうではないと思っております。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） これから増えるのではないかと、社協なんかでも相談が物すごく激増しているというのが現状で、コロナ問題が生活困窮者の生活に重大な影響を与えるおそれがある中で、積極的に連携をして対応していただきたいと思うのです。

次に、住まいに関する不安を抱える方について、住居確保給付金の利用とともに一時生活支援事業の活用の検討等を積極的に進めるとなっているのですが、この住居確保給付金の利用、一時生活支援事業等はどんな制度になっているのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舩田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舩田昌子君） 昨日の一般質問で浅見議員が資料をまとめてくださりまして、そちらの資料を使いましてちょっとお話しさせていただきますが、一応住居等がない方につきましては、こちらの給付金を使っていただいて、休業等で収入減になった方とか、あと離職者、それから廃業に至っていないが、それぐらいの程度の状況になりまして住居を失うおそれがある方につきましては、一定期間の家賃相当を支給できるようにこちらの制度ができております。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 住居確保給付金、この浅見議員の資料だと、すみません、何か相談が48人あって、話がまとまったのが7人と、かなり狭き門になっているのかなと思いますけれども、住居確保については、やっぱり社会福祉協議会が受けて、伊勢崎保健福祉事務所につないでいるということなのです。何となく都市計画なんかでもそうなのですが、町の独自施策というのが、結局県にお願いしてしまうというような感じになって、かゆいところの手が届くというか、町は社協に委託をして、社協が対応すると。もうちょっと町としての相談窓口とか、そういうのも積極的に受けるというか、そういう体制はどうなのでしょう。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舩田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舩田昌子君） こちらにつきましては、総合相談窓口ということでこれから整備

していくところでございます。おかげさまで、CSWといいまして、コミュニティソーシャルワーカーといたしまして社会福祉士を1人、今年の3月からなのですけれども、雇いまして、4月から発動して、これから行っていこうという状況でございましたが、このコロナ関係の状況がございまして、なかなか町に出ていけないというところがあって、まだちょっと事業的には停滞しているところでございます。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 3番目の自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の部局において生活に困窮している方であって、自立相談支援機関につながっていない方を把握したときは、生活困窮者自立支援法第8条に基づき、その方に対し自立相談支援機関への相談を促す適切な対応をと。この生活困窮者自立支援法第8条というのは、どういう制度でしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舩田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舩田昌子君） 自立支援法の第8条の内容でございしますが、都道府県が福祉、就労、教育、税務、住宅のところで生活困窮者を見つけた場合は、こちらの法律に基づく施策を使いまして、早くその方たちに適切な措置を講ずるとのことなので、早くに救うというところを記載してあります。

それで、当町といたしましては税務課の収納係のほうとタイアップしておりまして、収納係のほうから、この方はなかなか税金のほうに納められないという状況があるので、生活保護というのはどうでしょうかとか、そういう相談に来ることがございます。そちらにつきましても、健康福祉課と税務課の収納係と連絡を取りまして生活保護につなげるなり、あとはハローワークですとか、それからあとそちらのお仕事を探す機関につなげたりとか、いろいろこちらでもできることは一緒に収税係と行っている状況がございます。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） いろんな福祉、就労、教育、税務、様々な課が関わってくるわけですが、コロナ対策で税金の免除とか、いろいろそういうのも緊急的にはできているのですけれども、この間の各課の連携状況というのはどんな感じでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舩田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舩田昌子君） 各課の連携につきましても、私の考えであれなのですけれども、なかなかスムーズにできていると思います。

子ども育成課から保健センターに連絡があったり、保健センターのほうから社会福祉系のほうに連

絡があったりとかしましたり、あとはいろんなところから、この方の生活の状況が悪いと、例えば民生委員さんだったり、いろいろな方面から情報が来ましたら、その情報につきまして一応精査しまして、その方に対応できるような施策を見つけまして、こちらからご提供はしている状況でございます。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） その問題については、各課の連携体制を強化するというふうに国では言っているのですが、その辺スムーズにいつているということで、これからも力を入れて進めてもらいたいと思います。

4番目の子どもの学習・生活支援事業は、実施に当たっての留意事項をまとめたひとり親家庭生活困窮者に対する学習支援事業、こういう項目もあるのですけれども、学習支援事業についてはどのような取組がなされているのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 萩原保宏君発言〕

◇子ども育成課長（萩原保宏君） 私のほうからは、小学生以下のひとり親家庭の学習支援についてお答えしたいと思います。

答弁にもありましたように、5月の中旬に開講式を行う予定だったのですが、コロナの関係で6月の6日に延期となりました。年間25回行っておりまして、6月から始めますと2月頃に終了する予定であります。午前中、ボランティアの学生の方であるとか、そういった登録している方が20名ほどおりまして、ほぼマンツーマンで教えていただけるということです。

全体で25回行って、先ほどの宇津木議員のご質問にありました通知、この関係については、通知の内容がコロナの関係で、室内の小まめな換気であるとか、手洗いとかマスク、消毒の徹底等のことが通知にありますけれども、これらの対策については万全を期していきたいと考えております。

以上です。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 生活困窮者に限らず、今学校が3か月も授業やめていますから、大変な状況だと思うのです。

小学校、中学校は、低学年になればなるほど1か月が人生の中でうんと長く感じると、私どもになれば1か月はすぐたってしまいます。もう6月、5月が終わってしまったなんていう感じなのですが、子供にとっては1か月が人生の中で物すごく長い時間なのだと思うのです。感じるのだと思う、影響するのだと思うのです。そういう中で、学習支援事業とか、しっかりお願いをしたいと思います。

続いて、新型コロナ感染者の正確な情報の開示と風評被害の払拭をということで、ある方が娘さん

が医療機関に勤めていると、それで感染しやすいかと心配で心配でと、それはあれだろうということなのだけれども、もう心配なのですと悲鳴を上げて私のところに言ってきました。あとは、近所で嫁さんが介護施設に勤めているのですが、感染が怖くて、感染がというか、自分がどこかでうつってきて嫁さんに感染したらえらいことになってしまうということで、私はグラウンドゴルフ行けなくなってしまったのだと。そういう細かいところで、日常生活にコロナ問題は物すごく影響をしているわけです。

そういう中で、やっぱり先日のテレビでもやっていましたけれども、玉村町を名指しして、要するに福祉施設に勤めているお母さんが、その子供が通っている保育園などで心配ないかとかというほかの保護者からの懸念の声も上がったりなんかして、子供も非常に精神的な影響を受けていると、こんなこともあるのですけれども、それで石内議員とか小林議員も話しましたけれども、やはり情報提供というのが、要するに少ないと疑心暗鬼を起こすのです。一方、個人情報がありますから、何でも話していいわけありません。そうすると、限りなくうわさが独り歩きをするという現状の中で、過度なというか、過度ということはない、幾ら心配してもしょうがないのですけれども、そういう情報提供というのをやっぱり心がけていかないとならないと思うのです。

県のホームページ見ますと、高崎市なら高崎市保健所ですが、前橋市は少ないですけれども、そうすると何々の施設で感染が起こったと、何月何日に健康調査、観察が止まったと、終了したと、こういう情報があるわけで、プラムの森なんかでも健康観察は終わっているのですよね、確認します。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） そちらの介護福祉事業所につきましては、健康観察は終わっております。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 結局感染が明らかになって、1人目のときは公開ができなかったのだけれども、2人目になったときにプラムの森自身がホームページで、こういう事情で感染しましたということがあったのですけれども、その辺のいきさつはどういうことだったのでしょうか。町のほうからは、オープンにしてくれという要請をしたのですか。

◇議長（三友美恵子君） 副町長。

〔副町長 古橋 勉君発言〕

◇副町長（古橋 勉君） 小林議員さんへの答弁とも重複しますが、最初のときにプラムの森という情報はありました。公表できないかということで伊勢崎保健福祉事務所長さんには、舛田課長もそうですし、私も電話しました。結果は、事業者の了解を得られないと出せませんということで、結果として、2人目のときにそういう話で、福祉事業所のほうも2人目なので、もう公開やむを得ないとい

うことで、それを受けて町も公開したという状況でございます。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） そうしますと、2人目のときに福祉事務所で公開をしようということを決めて、その公開に基づいて町が、要するに公開をしたという流れになるのですか。私が見ているのでは、プラムの森自身がホームページに、こういう事情です、申し訳ありませんみたいなことを書いて公開をしたというのがあるのですけれども、その辺の流れはどっちが先だったのですか。

◇議長（三友美恵子君） 副町長。

〔副町長 古橋 勉君発言〕

◇副町長（古橋 勉君） 難しいのですけれども、双方そういうことで、双方というのは県と町から事業者のほうにそういう申入れをしました。事業者のほうもそういうので理解したと、そういうふう理解しております。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 感染状況がどこまで進むのか分かりませんが、今後県と町との情報交換を密にやるということで、町長が県に行ったのですよね。その辺のときの話はどんな話になったのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 今のことなのですけれども、あの頃は3月、それこそ対策委員会を土曜とか日曜には、初め本当驚きまして、それでとにかくプラムの森は、翌日にはもう名前は大体知っているわけです。しかし、公にできないという中で、県も明らかにしてくれませぬので、それでもううわさとかそういうものがやんや、それで町のプラムの森の利用者さんはもちろん、玉村町の住民の利用者というだけでも、町外の施設からちょっと勘弁してよというような状況が来るということで、情報公開を本当にお願ひしていたのです。

それで、もう本当に副町長も一緒に、一生懸命プラムの森に公表をしていただけないかということをお話したのだけれども、たしか2件目が出たら公表しますというような状況で、実際そうなったのです。それで、県のほうに行ったのは、その情報がまるでないので、一番現場で苦勞している自治体が全く情報を持っていないということはおかしいだろうということで、私と議長と県へ行ってきました。それで、その中で言われたのが、ちょうど武藤部長が留守だったので、ほかの方が対応していただけたのだけれども、これは患者さんなのということです、要するにウイルス感染した人は患者さんなので、いわゆる病人です。それなので、その人のプライバシーということも考えなくてはいけないので、非常にそこは慎重にしていますというような言い方で、それで県の事情も聞いた上で、しかし町

も大変なのだ。そのときは、伊勢崎市でも大量感染が発生した後だったのです。だから、もうやはり情報は何らかに対応しなければならぬのだなという気持ちは、県にはあったみたいです。その結果として、覚書を5月8日ですか、交わして、それでその中で、それ以降の発生がないから幸いているわけですが、その感染者の氏名、それから経緯ですか、住所、氏名、それから感染の経緯とか、そういうものは知らせていただけると。しかし、それは町の本当にごくごく一部の人に限りそれは知らせるだけで、これは厳格な管理で行くということです。

それで、私自身本当にプラムの森の同意がないと公表できないという、その厚い壁にあのときはぶつかりました。しかし、こんなに知られてしまっているのだから、2人目が出たときはもう公表してしまおうと、私自身が考えていたのです。その場合どうなるかということで、今度は住民訴訟とかそういうのがあるようです。そのことによって、その会社がもし潰れたらどうするのだというのがあるので、町の顧問弁護士とか私の知り合いの弁護士で、そういった本人の依頼がなくて公表してしまった場合どういったことが起こるのかと、そういうことで損害賠償請求ということも考えまして、それで私が頼んだ弁護士さんが言ったのは、昔、厚労省の菅直人厚生大臣がやったときカイワレ事件というのあるのですけれども、あれの判例を持ってきて、あれは厚労省は負けたのだけれども、状況が状況であれば勝つだろうというぐらいの、そういう意味で町全体としても相当危機感を持って、この公表するかしないかという切羽詰まったところまで実はいっていたということです。それは、やっぱり感染をしていた、感染者を出した自治体は、みんなそうだと思います。そういうことで、私も腹を決めてやる寸前まで行って、私ごとですけれども、保険にも加入して覚悟を決めていたということです。そのとき2件目が出て、プラムさんが自分でホームページに入れたので、そういうことで公になったということで、町としては本当にその公表がないゆえに、いろんな問題が起こってしまったというのは百も承知しているのです。そういう中での非常に苦慮していた、今思い出せば冷静にいられるのだけれども、当時は本当に大変でした。副町長、それから舛田課長、本当に大変な夜が続いたと思います、職員も含めて。そういった状況があったということをお伝えしたいと思います。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 風評というか、あそこではないかという話というのは、もうその次の日にいろいろなところから入ってきて、何かうわさがあったのです。だから、知っている人は知っているという感じの中で町とか県とかが公表しないとっていると、せめてあそこ、何かそうでないと、例えば私なんかも聞いた話をあそこだよなんてほかの人に立場上言えませんから、ううん、分からないのだよと言うのですけれども、巷間ではもうかなり早い時期にうわさが飛び交っていたということで、ほかからもどこなのかいとかって問合せがあって、まさか私もうわさを聞いた話をほかの人に話すと、これは大変なことになるのではということですが、今後の課題で、こんなことが続くことがないことを祈るばかりですけれども、もし今後そういう施設とか、個人の場合はちょっと名前まで

出すというのは、これは考えられませんが、ある程度の施設とか、例えばそういうところで発生した場合は、やっぱり速やかな情報公開をするべきだと。そうはいつでも、プライバシーとかそういうのがあるから、勝手にやることはできないけれども、要するに風評被害がいろんなところに影響を及ぼす、町民の皆さんの安心安全を守るということから考えますと、相反する部分があるわけです。その辺について、先ほど町長も大分真剣に考えたようですけども、やっぱり県と密接に対応、要するに対話をして、その情報ももらって進めるということで進めていただきたいと思いますのです。

ところで、県との話し合いはどのような結末になったのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） 議員もご承知のとおり、5月8日に県と覚書を締結のほうさせていただきました。

それで、例えば今後感染者が出た場合なのですけども、その方の年齢、住所、職業、それから勤務先、発生前後の立ち寄り先及び接触者の情報までは玉村町に来ることになっております。ただ、玉村町においてもその情報がいただけるところが、町長を含む三役、それからあと総務課、健康福祉課、学校関係と子供関係がありますので、子ども育成課と学校教育課のそここのところだけしか共有できないということになっております。なので、あとこの中に私本当は入れていただきたいのですが、感染者、濃厚接触者、健康観察者のリアルタイムの情報、例えば今入院中ですよ、退院しました、まだ健康観察中ですよとかという、その情報が欲しかったのですけれども、この覚書の中にはちょっと盛り込ませてもらえなかったもので、その辺につきましては、また今後も同じ状況かと思えます。ただ、個人情報を少しだけたいたるところで、例えばマスクの提供だとか、それからあと手指消毒の消毒剤の提供だとか、もう少しピンポイントで町のほうから応援ができるかなというところでございます。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） としますと、勝手なうわさが流れたときに、いや、そこの施設ではないよとは言えるのでしょうか。あそこだろうとかというのは言えないのだけれども、私たちが聞いているのはそこではないよということまでは言えるのですか。

◇議長（三友美恵子君） 副町長。

〔副町長 古橋 勉君発言〕

◇副町長（古橋 勉君） いろんな話題があって、そう言わざるを得ない状況もあろうと思っております。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） こんなことが続くと、あつては困るのですが、その辺の今回の教訓を基に、風評被害とか情報提供とかというのを今後もしっかりやっぱり検討して、準備をしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

◇議長（三友美恵子君） 休憩いたします。午後2時に再開いたします。

午後0時29分休憩

午後2時00分再開

◇議長（三友美恵子君） 再開します。

◇議長（三友美恵子君） 次に、8番高橋茂樹議員の発言を許します。

〔8番 高橋茂樹君登壇〕

◇8番（高橋茂樹君） 議席番号8番高橋茂樹です。新型コロナウイルスの影響で、社会生活が大変混乱しております。新型コロナウイルスの影響が早く終息することを願います。それでは、議長の許可が出ましたので、通告に従い一般質問を行います。

本日の質問事項は、1点目の項目は新型コロナウイルスの影響についてです。まず1つ、今後の新型コロナウイルスの影響者に対する支援策、影響者ということは、全ていろいろな方が影響していると思いますので、いろんな方への支援政策。

次に、特に医療従事者、また介護従事者に対する支援策はどんなふうに玉村町が取っているか。

その次に、学校休業中の影響と、その影響を受けた方への支援策。

その次に、小学校、中学校の、6月1日から再開したと思うのですが、この再開後の対応。また、コロナウイルスが今後どういうふうに変化していくか分からないのですが、当面の学校の行事予定、先日いろいろ夏休みが短縮だとか、もう配られていますけれども、そういう小学校、中学校の再開後の対応策についてお伺いいたします。

次に、2点目の項目として町の防災計画。新型コロナウイルスの感染防止対策を考えた避難所開設の計画及び対策についてお伺いいたします。

次に、避難指示、避難勧告との見直し対策は今行われているか、行われていないかお伺いいたします。

その次に、特に昨年の台風19号の浸水被害地域に対する、もうじきまた台風の季節、集中豪雨の季節が来る中で、1年後にどういうふうな対策を取っているか。

それと万が一、19号のときも浸水した工場、また住宅等での、浸水したために出た災害ごみの処理対策はどういうふうに行っているか、お伺いいたします。

3点目の項目は、いろいろと町でも考えてくれていた五料防災公園計画というのが6年ぐらい前から5年前ぐらいにかけてあったのですけれども、その後ちょっと声が聞こえてこないのので、現在までに対する進捗状況と今後の計画について伺います。

以上で第1回目の質問を終了いたします。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 高橋茂樹議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、新型コロナウイルスの影響についてお答えいたします。今後の新型コロナウイルスの影響者に対する支援策につきましては、影響者は感染者だけでなく多岐にわたるため、町独自の事業として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業に掲載いたしました事業で、多方面から支援する予定です。そのほか、小林議員、宇津木議員の答弁でお答えしましたように、スピーディーな情報発信が風評被害と感染拡大の防止につながると考えておりますが、実際に被害や影響を受けた方へのメンタルヘルスケアも進めていきたいと考えております。そのような方がどこにいるか、どのような影響があるのか等の把握は難しいため、引き続き広く町民へ不安や心配事を相談することができる場所を周知してまいります。

次に、医療従事者、介護従事者に対する支援策についてお答えします。町としましては、衛生資材の提供でございます。町内の診療所と歯科医師には、すぐにマスクの提供を行いました。6月4日木曜日に、伊勢崎佐波医師会へ医療用防護服とマスクの提供を行う予定です。町内の介護従事者には、引き続きマスクや消毒液の提供を考えており、さきに回答いたしましたメンタルヘルスケアについても、各福祉事業所へ相談場所の一覧表の配付のほか、メンタルについてのアンケートを実施中です。

次の学校休業中の影響と支援策及び学校再開後の対応についてのご質問は、教育長からお答えいたします。

次に、町の防災計画についてお答えいたします。まず、新型コロナウイルス感染防止を考えた避難所開設運営の計画対策としては、密閉、密集、密接の3つの密を避けることが最も有効とされておりますが、災害発生時の避難所においては、3つの密を避けることは困難を極めることとなり、クラスター発生のリスクが高い状態となります。そのため、今後の避難行動については、新型コロナウイルスをはじめとする様々な感染症を防ぐための方策が必須となります。

国では、台風19号の被害及び新型コロナウイルス感染症流行を踏まえ、今後の避難の在り方についてまとめ、自らの命は自ら守る意識を一人一人に醸成させるため、避難行動判定フローを作成、公表しました。町におきましても、このフローを住民に紹介し、全ての住民が自宅の水害リスクをハザードマップで確認するとともに、新型コロナウイルスの避難所における感染拡大を防ぐ観点からも、安全な場所に住んでいる場合には避難所へ行く必要がないことや、安全な場所に住んでいる親戚、知人宅も避難先となり得ることの理解を促してまいります。町の指定避難所等に避難する場合は、マス

クの着用をお願いするとともに、可能であれば手指消毒剤の持参についても呼びかけてまいります。

また、石内議員のご質問にもお答えしたとおり、新型コロナウイルスの感染防止対策として、3つの密を避けた避難所のレイアウトの見直しを行うこととしております。

次に、避難指示、避難勧告の見直し対策についてお答えいたします。現在利根川の上福島の水位観測所水位が3.7メートル、烏川の岩鼻観測所で4.1メートルに達したときにレベル3、避難準備・高齢者等避難開始を発令し、さらに水位が上昇し、上福島観測所水位が5.24メートル、岩鼻観測所水位が4.6メートルに達したときに、避難勧告を発令することとしております。

台風19号の際は、夜間遅くなってからの避難勧告発令となり、避難行動に危険が伴うこととなりました。今後は、台風19号の反省を踏まえ、気象庁及び国土交通省、群馬県が発表する降雨及び水位の予報、上流の水位上昇を勘案した上で、安全な避難行動のために暗くなる前の避難情報を発令したいと考えております。

次に、昨年の浸水被害区域に対する対策についてお答えいたします。台風19号では、町内各所で道路冠水や住宅、工場の浸水、河川敷公園等の施設に大きな被害が発生いたしました。特に被害が大きかった地区は、五料の矢川流末周辺地区と上福島の北部公園南側地区だったことは、議員もご承知のとおりです。本年度は、この2地区への重点的な対策を行ってまいります。五料の矢川流末への氾濫防止策として、水路開渠部分に大型土のうを設置し、溢水を防ぐための工事を実施するとともに、当該地及び上福島地内の浸水地点を常時監視するためのライブカメラを設置いたします。また、周辺住民が浸水対策を行うための土のうや資機材を保管する水防倉庫の設置について、準備を進めております。

なお、台風19号による直接的な被害がなかった板井地区の銀輪橋周辺地区の対策として、伊勢崎土木事務所に利根川水位を確認するための監視カメラの設置を要望したところ、5月20日から国土交通省ホームページの川の水位情報から、画像により利根川水位が確認できるようになりました。また、利根川左岸の上福島以西の堤防の強化についても急ピッチで進められております。烏川についても、河川敷内の樹木伐採等が実施されるなど、国、県を挙げて洪水対策が進められております。

次に、災害ごみの処理対策についてお答えいたします。町では、災害ごみの処理対策として、町有公園を中心に災害廃棄物仮置場を65か所設置しておりますが、災害ごみは、地震、水害などの災害種類や規模により、発生量、処理対象物が大きく異なると予想されます。そのため、現在玉村町災害廃棄物処理計画策定に取り組んでいます。計画では、災害種類ごとの廃棄物発生量の推計、災害発災時の対応について定めることとしております。

また、大規模災害発生時は、建物等の被災による大量の瓦礫が発生し、仮置場、処理機材、処理従事人員の不足が予想されるため、平成20年締結の群馬県災害廃棄物等の処理に関する相互応援に関する協定に基づく、群馬県への協力要請も災害廃棄物対策としております。

次に、五料防災公園計画についてお答えします。芝根地区の防災公園計画については、平成24年

頃から区から話があり、平成27年に公園の位置や概要に関する案を検討しましたが、公園整備以外にもアクセス道路の整備も必要であり、大きな費用がかかることから、現在まで具体的な進捗がない状況です。

災害時に一時的に避難ができるような防災的な役割を持つ公園については、重要な施設であると認識しておりますので、引き続き次期マスタープランへの位置づけを検討していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 教育長。

〔教育長 角田博之君登壇〕

◇教育長（角田博之君） 高橋議員のご質問、学校休業中の影響と支援策、学校再開後の対応についてお答えいたします。

まず、臨時休業による影響と支援策についてですが、1つ目の影響は学習の遅れです。およそ3か月間の臨時休業の期間は、子供たちにとっては1年間のまとめ、そして1年間の始まりという大切な時期です。特に4月、5月の臨時休業は、大きな影響がありました。本来この時期は、新しい学年の学習をスタートさせる大切な時期であり、学習内容だけでなく、学習の仕方等も身につける時期でもあります。そのため、学校では子供たち自身でも取り組みやすいよう配慮した課題を配付し、家庭で学習を進められるように支援しました。課題は定期的に回収して、個々の課題の取組状況を把握し、次の課題や学校再開後の学習に生かすようにしています。また、課題を補完するため、学習動画を配信した学校もありました。

2つ目の影響は生活習慣です。ふだんは、学校に登校することで規則正しい生活が送れていますが、毎日家庭で過ごすことになるため、それが崩れてしまうおそれがありました。そのため、学校では生活記録カードや学習記録カード等を配付し、規則正しい生活が送れるように支援したり、1週間に1度程度は担任から家庭に連絡したりして、子供の心身の健康状態を把握し、必要に応じて担任と相談できるようにしました。また、心配な子供については子ども育成課と連携し、訪問したり、ケース会議を開いたりして見守りを強化しました。そのほかにも、健康の保持や体力の低下等の影響も考えられましたが、健康観察カードをつけさせたり、家庭でできる縄跳びなどの運動を促したりして、支援をしてきました。

また、臨時休業が長期化することにより、家庭にも大きな影響がありました。具体的には、様々な事情で仕事を休めない保護者にとっての子供の居場所づくりです。そのため、小学校では放課後児童クラブが開所するまでの間一時預かりを実施して、子供の居場所を確保するとともに、放課後児童クラブに体育館や校庭等の施設を提供したり、教職員が手伝いに行ったりするなどの支援を行いました。

次に、学校再開後の対応についてですが、現在新型コロナウイルス感染者数は落ち着いた状況となっておりますが、まだまだ予断を許さない状況であると認識しています。今後は、感染防止策を徹底しながら、段階的に教育活動を行うこととなります。2週間は分散登校とし、状況を見ながら6月15日

から通常登校に移行したいと考えています。まずは、手洗いの励行やマスクの着用、消毒、3密の状態を避ける等の感染防止策の徹底、また子供たち自身にも感染症予防の意識を持たせ、自ら考えて行動できるような指導をしていきます。町からも、除菌スプレーやマスク、非接触型体温計を配付し、支援します。

学習の遅れへの対応としては、県教育委員会の指導資料を参考に学習内容を重点化するなど、教育課程全体を見直したり、夏季休業、冬季休業等を短縮して授業日を確保したりして、子供たちの学習を保障します。

感染症拡大防止のための長期休業は、これまで経験したことの無い事態です。今後も様々な対応が必要になってくると考えていますが、今回の事態を教育の本質を考える機会として捉え、子供たち一人一人の状況をしっかり把握し、今、そして将来どのような力が必要で、そうした力を育むための教育はどうあるべきかを考えてまいりたいと考えております。

◇議長（三友美恵子君） 8番高橋茂樹議員。

〔8番 高橋茂樹君発言〕

◇8番（高橋茂樹君） それでは、2回目からは自席で質問します。

まず、新型コロナの影響者に対する、まとめてあと医療従事者、介護従事者にはマスクを配るとか、そのほか経済対策で、5月の26日の資料によりますと14項目にわたっていろいろと支援していると。ただ、それだけで物足りるということではないので、今後ともいろいろ町独自でできる支援、また国、県もつなげての支援を、やはり住民にしていただければと思います。

このコロナが、今の状況で群馬県がこのまま落ち着いてくれれば一番いいことですけれども、その辺は予断を許さない状況ですので、注意深く3密を避けて住民が暮らしてもらえればと思っています。ただ、その支援の中に、先ほどの前任者のいろいろの議員の中の質問から、玉村町で6名の感染者が出たということで、特にその6名の方にはどんな支援を町はやりましたか。ちょっとそれお聞きします。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舩田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舩田昌子君） 高橋議員の質問にお答えいたします。

まず、最初に発生いたしました福祉事業所のところにつきましては、直接支援というのはできなかつたのですけれども、感染した方というのは、すぐ県のほうで入院調整してしまいますので、その方に直接というのは支援はすぐにはできなくて、介護事業所を通しまして、濃厚接触者、もしくは健康観察者の方に際しましては、1人当たり14枚、一応2週間分のマスク、それからあとアルコール消毒剤を月曜日の3月30日には、そこの福祉事業所に配りました。だんだん増えていったので、その増えていった分の方も含めまして、大分の量のマスクと手指消毒用のアルコールは、一番最初に配ったつもりでございます。そのほかに、2人感染の方が見つかったのですけれども、そちらの方につき

ましてはお一人の方は濃厚接触者がいないということと、あと2人目の方につきましては濃厚接触者1名いらっしゃったのですけれども、県を通しまして確認していただいたのですが、マスクや手指消毒用のアルコールは不要ということの意思がありましたので、そちらにつきましては直接支援は行っておりません。

以上です。

◇議長（三友美恵子君） 8番高橋茂樹議員。

〔8番 高橋茂樹君発言〕

◇8番（高橋茂樹君） 支援をしたということで満足できるかどうかはいずれにしても、感染者も好きで感染したわけではないので、このコロナに感染した人にもきちんとした支援をしないと、支援をしていくことによって周りへの感染が防げるというふうに思っていますので、やっぱりそういうところの支援も必要ではないかというふうに思います。

次に、学校の休業中だとか今後のということで、先ほど教育長の答弁の中に、今のままでいけばということだと思うのですけれども、6月15日、2週間後ぐらいからは通常授業に戻るという答弁だったので、このままいってもらえればいいかなということ思っていますので、子供たちも、またその父兄の方も、やっぱり通常授業を望んでいることだと思います。

あとは、先日配られた参考の資料の中に、夏休みの休業が8月1日から23日まで、冬休みが12月26日から1月6日までと、10月28日の群馬県民の日も授業をやると、恐らくこれは玉村町だけではなくて群馬県一斉かなと思っていますので、極力やっぱり授業の遅れを取り戻すためにして、ただ、どうしても今後また第2波、第3波が来たときには、必ずしもこういうふうにはいかないということで、コロナウイルスに関してはなかなかまい方策なり、先の予定が厳しいかと思っていますので、精いっぱい現在できることの教育の遅れを取り戻しながら、やはり保護者にも安心感、子供たちにもということで。通告書にはないのですけれども、先ほどの医療施設なりの人たち、大人が風評被害に遭っているという話があったので、学校内でも子供たちにも風評被害的な、そういう子供たちが出ないように、今後やっぱり気をつけて教育してもらえればと思います。

それでは、次に町の防災計画で、先ほど利根川については今工事をしたり、土のうを置いたりだとか、いろいろしてくれているということで、カメラを設置するというので、土手が崩れないように、また利根川の流れがよくなるようにするというので、現認もしていますので、見えるのですけれども、やはり今後、この間の19号並みの雨が降ったり烏川の水位が増えたりする。それで、特にまず避難指示と避難勧告の方法が、3密を避けるためにということでやってもらっているのですけれども、もちろん前回の避難のときはコロナがなかったのですけれども、芝根のB&Gのところへ避難した人なんかもう密どころではない、重ならなければいけないぐらいの、それで12月にも一般質問しているのですけれども、芝根小学校が本来の避難場所だった。それをなぜやったのだということやったけれども、明快な返答がないのですけれども、今後はきちんと住民に、今町長が返答したように、場所

によっては自分ちの2階で避難してくれとかということなので、この間の避難のときもB&Gのところに、水が増えるから危険ですよということで飯倉地区の方ということで、芝根小学校のすぐ北の人が避難しています。その人が、果たして避難の必要があるのかどうか、同じ飯倉でも。五料でも、その小学校から真東の人が、雨が降っている中やっと避難してきた。そういう人たちが避難の必要があるのか。先ほど監視カメラをつけて、利根川、烏川の水位が、去年の例からいけば烏川が先に増えたから、角淵だ、川井だ、飯倉だ、五料だが、要するに烏川沿線が先に避難勧告が出たのだけれども、烏川の土手のすぐそばと、同じ飯倉、五料でも、角淵でも、全然烏川の土手よりも高いところは幾らでもある。その辺のハザードマップだってきちんと、万が一のときはどこまで水が増えるというのがあるわけ。それで、特に飯倉の公民館、川井の公民館のところなんかは、1947年の9月の15日の水害のときの、どこまで水が来たよってあるわけ。そうすると、その辺の人はもうある程度の段階でいち早く避難してもらわなければ、だからもっときめ細かい、区長さんに連絡するにも、五料の人全部一斉に避難してくれということではなくて、もう少し細かく周知して、この辺の人は避難してくれというふうなことから初めてもらわなければ、やっぱり今後避難所だっただんどん、だんどん混雑してくるし、そういう面がある。地震で一斉に玉村地域が全部やられたときと、水害で雨が降ったり、利根川の決壊だったりするときは、やっぱり同じ自然災害でも全然違うと思う。そういうのを両方ひっくるめた自然災害の中で、地震のときは平家だっただ壊れないところは大丈夫だけれども、水が増えるときは平家では危ないよとか、きちんとしたそういうものを、総合防災マップで地震と両方書いてあるのだけれども、どちらかといえば水害を玉村町は広く取り上げているので、これはこれでいいのだけれども、そういうような、なお細かく分けてもらいたい。

それで、先ほど細かく避難するには金がかかるとか何かということで、質問事項前後するけれども、最後の五料公園、五、六年前から計画があった。それをつくってもらえば、今の時代ですから、車で避難して、自分の車の中にいれば密にならないのです。自分ちだけなの。そういう場所をつくりながら、まず一時避難をしてもらう。そうすれば段ボールも要らないし、遮蔽も要らない。そうすると、自分の車でいれば、実質的にはペットボトルも持っていこうし、多少の毛布も持っていこう。しかし、前回ではないけれども、ただ避難しろと言っていた場合には、水もないのです。人があふれていて、やっぱりちょっと蒸し暑い、台風が来ているときだから。そうすると喉が渇く。たまたま自動販売機があったけれども、お金持っている人は買えたけれども、飲物もない。そうすると、今度はやっぱりほかの病気、ウイルスの感染なんかの確率ももっと高くなる。だから、そういう面を考えれば、もう芝根小学校の2階を使うとか、教室を使うとか、そういうところまできちんと万が一のときにはしておかなければ駄目だよ。それで、水も備蓄してあるのに、それなのに配布しない。それで毛布もある、持ってこいと言ったから配れないのだよ。何でそんなものを避難してきた人に与えないのか。それで、デイサービスでにしきの園に通っている人が避難してきた、そしたらここにいろと。にしきの園に通っている人にはにしきの園に避難してもいいのだというようなこともきちんと提携をし

て、各介護施設とも。そういうものもきちんと安全を確かめながら提携をしておけば、やっぱりできるのではないかと。赤ん坊を連れてきた人が、ミルクくれる時間になったと、ミルクは持ってきたけれども、お湯がなければミルク溶けないのだよね。そういう環境もあるし、母乳の人だって、周りに人がいてくれづらいのだ。だから、そういう面で、やっぱりいろんな面の避難所のこともきちんと考えてもらいたい。

それで、せっかくJAしばね支所跡に水防センター造ってもらって、これはその辺の地域にすると特にありがたい施設で感謝するのですけれども、そこに今水防センターということで何か、例えば水防に関するそういう水だとか、毛布だとか、そのほか何をあの辺で備蓄はしていますか。ちょっと教えてください。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

川井にできました水防センター、4月から一般貸出しをする予定でしたが、コロナの関係でずっと延び延びになりまして、6月1日から一般貸出しのほうを開始することといたしました。あちらの施設は、40人ぐらいが入れる会議室と、あとは同じ大きさの防災倉庫が備えられているわけですが、今現在すみません。今入っているものにつきましては、ポンプが1台置いてあります。あとはスコップとか、そういったものは入っているのですけれども、まだお水とか食料とか今後、今いろいろ購入の契約のほうしておりますので、例えば手指消毒剤を備えるとか、そういったものは随時入れていきまして、今月中ぐらいにはある程度の量を備蓄のほうは完了させたいと考えております。よろしくをお願いします。

◇議長（三友美恵子君） 8番高橋茂樹議員。

〔8番 高橋茂樹君発言〕

◇8番（高橋茂樹君） 一番先にポンプを配備してくれた、非常にありがたい。それで、そういうふうに町もポンプが必要だということだね。ポンプ何で必要なのだと考えれば、この間矢川樋管の辺りが、上福島も何軒も床下浸水なり浸水しているところがあるわけ。そうすると、ポンプが必要なのは堤防で烏川が増えて、前ははっきり私は確認していないのだけれども、烏川の水位が上がったとき、矢川樋管は閉めた、閉めない、どっちなのですか。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 矢川の水に関しましては、まるっきり逆流をしているというわけではなかったということで聞いておりまして、矢川の樋管自体は完全に閉めたということではないです。

◇議長（三友美恵子君） 8番高橋茂樹議員。

〔8番 高橋茂樹君発言〕

◇8番（高橋茂樹君） 完全に閉めたということではないということなのだけれども、どっちかといったら、もちろん烏川の水位が上がったから中の水が出なかった。これは当たり前のことなのだけれども、中の水がたまって工場が浸水したのではないのかと、浸水した人たちは言っています。烏川の水が逆流してきてではなくて、中の水が烏川のみきらなくてということで、それでやっぱりのみきらないということになれば樋管は閉めて、そのたまった水を、先ほど3月予算であの辺に逆流を防ぐために土のうを積むということだけれども、対策考えてもらっているのはありがたいのですけれども、土のうを積みば、内水が今度は出ない。土のうの間を潜ってうまく出るかといったら、そんなこともない。そうすると、何が一番いいのかといえば、先ほど水防センターに装備してくれた水を烏川のほうにかい出せばいいのです、低いところは。そんなに難しい問題ではないと思う。中の水がたまってきた、それでかい出せばいいということだから、矢川樋管辺りで水をかい出す方法は、何かうまい方法、副町長あたり考えてもらっているかなと思うのだけれども、どうですか。

◇議長（三友美恵子君） 副町長。

〔副町長 古橋 勉君発言〕

◇副町長（古橋 勉君） 高橋議員さんの話で一々ごもっともなので、もう私から言うことはないのですけれども、内水の被害をどうやって防ぐかという、一番はやっぱり烏川の水位が上がらないことが一番で、それは河川改修だとか、ダムだとかというのが1つ。

それから2つ目が、今度はたまる側に調節池を設けるとというのが2つ目の方法で、もう一つがポンプで吐くと。ポンプ排水というのが実は相当にハードルが高くて、2つありまして、1つは樋管のところに機場、いわゆるポンプ場を設けて吐くということが1つあります。最近では、機場を建設するのが結構難しいと。要はいろんな計算をして、確率計算をしたりするので、役人の世界なのでそういうのがあるのと、あとは排水ポンプ車ということでございます。昨年の例を踏まえまして、ちょっと個人的に調べまして、館林土木が1台5,500万円の買いました。いろいろ聞きましたら、使い勝手、維持管理、だから簡単に消防のポンプよりも数倍でっかいので、ホースが暴れてしまったりするので、ぱっといくわけにはいかないということと、操作も何か結構大変だというようなこともあるわけです。それがまず1つあるのですけれども、それでやらないというのではなくて、5,500万円の資金をどういうふう調達するのか、あるいは伊勢崎土木にお願いするのか、あるいは消防団と協力するのかというのが、まず資金面で1つあります。市と協力するのかわりとか。それから2つ目は、では誰が操作したらいいのか、操作できるようにしたらいいのかだと、そういうのをちょっと課題を整理していきたいと思っています。

◇議長（三友美恵子君） 8番高橋茂樹議員。

〔8番 高橋茂樹君発言〕

◇8番（高橋茂樹君） 今、まずそのポンプが5,500万円ということなのですからけれども、あそこの1つの会社の社長が、去年浸水したので、損害保険会社に万が一今年と同じような水害が出たら、

1年に幾ら保険金かかるのですかと、えらい金がかかる。幾つかの工場なのだけでも、1社が見積り取ったら。そうすると、この間浸水したところの会社が全部保険の入ると、5,500万円は10年以内で戻ってしまいます。保険掛けなくても済むようになる、ポンプが1台あそこがあれば。そうすれば、会社ですから事業税も何でも納めてくれる、5,500万円は1年では取れないけれども。そうすると、会社にこういうことだから、去年みたいな内水はないですよと言えれば、普通の火災保険ぐらいで我慢できる。だけれども、この間みたいに電気系統だとか機械が終わると、やっぱり保険掛けないと、とてもではないが、それを再開するのに大変なのです。そうしたら保険代が高い。それ全部合わせると、もう5,500万円が10年たたないうち取れる。そういう計算も出ている。あと、人員のこと言ったけれども、どこへ任せるかどうかではないけれども、やっぱりきちんとした操作ができる人を養成して、そのときでもいいし、ふだんはほかの業務についていてもらってもいいし、その辺についてはいろいろと検討しながら、やはりこの間浸水したところは、もう実例があるので。

それと、今言ったように烏川の水が増えない、利根川の水が増えないというのは、これは無理です。昔の田中角栄だって、新潟県に雪降らせないことはできないのだから。それでトンネル造った。そういうことで、先ほどの話の昭和22年の9月15日のカスリーン台風のときに、やっぱり利根川が決壊して、内水面が今のちょうど矢川樋管の土手が切れて水が引いたわけ。それ以前には、ちょうど水防センターを造ってくれた飯倉と五料の境に、やっぱり川が、矢川なのだよ、あそこが。矢川がある。その水防センターのところ、昔の国道354号から下は川幅が相当広い。前は、それがずっと今の児童館のところから、箱石の神社の前から幅広い川がある。そこで水をのんでくれて、そうすると矢川から出るのは、新玉村ゴルフ場の中から出るので。そうすると烏川が流れていても、そこはどんどんのみ込むのです。樋管はない。だけれども、どこが設計したのだから、中部土地改良がその上の水路を狭くして、道路を拡張するには土地がもったいないからぐらいで、みんな蓋して道路にしたりしてと、その水の全てが今の矢川樋管のほうへ来ているから、のみきらなくなってしまう。それで烏川の水位が、同じ流れてきていても矢川樋管のほうのみ切れぬ。だから、ポンプ車を買えないのなら、大規模に排水路改修する。昭和22年当時の、利根川が切れた水。今年、去年の水害は、利根川が切れなくての水。その辺をきちんと検証して、道路の大規模改修のほうは5,500万円ではできないような気がするので、いち早くその排水ポンプ、運転できる人も含めて早急に、人数が少ないからとか、あんな遠くのほうに住んでいるのだからというので、見捨てるようなことはしないで、やっぱりその辺のこともきちんと考えてもらって、町長はその辺はどういうふうに考えていますか。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） どの辺のことを言えばいいのですか。いろいろ長々と、要するに五料地区の……

〔何事かの声あり〕

◇町長（石川眞男君） 玉村町の高低差が約15メートルです。私は、平たん地だというから、もっと少ないのかなと思ったら、意外や意外15メートルあるのです。その中で、やはりこの前の台風の被害で高橋川とか、それから銀輪橋、そして五料、飯倉というところでも懸案の、そういう意味では地域ですので、それが図らずも去年の、それから想定外の、去年は本当に西日本でどんどん被害が最初は出ていたので、西日本は大変だなと思ったら、15号、19号ということで東に来て、本当に自分たちの、他人事ではないという中で、ではどうしようかという話だと思いますので、今の矢川の土地改良区が造って水路が狭くなってという説明まで聞いて、なるほどなと思いました。

さて、ではどうしようかというところ、町もやっぱり真剣に考えていく時期だと思います。

◇議長（三友美恵子君） 8番高橋茂樹議員。

〔8番 高橋茂樹君発言〕

◇8番（高橋茂樹君） もう言わなくてもいいのかと思って。でも、今の町長の返答だと、町長が少し考えてくれるということなのだけれども、できればやっぱりそういう排水ポンプも早めに考えると。それと関連して、コロナウイルスがたまたま出てきたのだけれども、避難で五料公園に車で避難しているとか、そうするとそれなら地震でうちが潰れたって、そこへ避難できるのです。だから両方なの、水害もそうだし。だから、進入路がどうだとかこうだとか、進入路だって狭ければ広げればいいのか、そんなのは。そういう形で、両方併せて町長に再度聞くけれども、それを早急にやる意思が出てきたか出てこないか、ちょっと尋ねます。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 町は、どこの地域だって玉村町ですから、そのこの住んでいる方が風水害の季節になると、そわそわするような生活環境というのは、決して誰も望むわけではありませんので、できるだけ速くできるかはともかく、万全な体制を取る研究は、ちょっと前のめりでも進めていくべきではないかなという気はします。だから、地元の方々との話とか、専門家の話なんかも聞いて、予算もかかることだし、そういうのをいろんな観点からやっぱり検討していく時期ではないかなと思っています。

◇議長（三友美恵子君） 8番高橋茂樹議員。

〔8番 高橋茂樹君発言〕

◇8番（高橋茂樹君） もちろん何かするのに予算は当然かかるのだけれども、その辺も併せて、排水ポンプと五料公園を令和2年度に少しでも進めてもらって、先ほど副町長にも尋ねたのですけれども、副町長は前々から若干研究しているということで、その道も明るいかなというふうなことで、またいろいろな面も分かっているので、その辺を副町長のほうにも今日の一般質問を機に少し、今まで以上に前向きに取り組めるか組めないか、ちょっとどうですか。

◇議長（三友美恵子君） 副町長。

〔副町長 古橋 勉君発言〕

◇副町長（古橋 勉君） 先ほど申し上げましたように、排水ポンプというのも大事ですし、また土地改良の水路の関係も先日高橋議員さんから聞きまして、都市建設課でも上流の菅沢樋管だとか、そういうのとうまく入れるかどうかだとか、どういう対策が速くできるかということの研究、検討してまいりたいと思います。

◇議長（三友美恵子君） 8番高橋茂樹議員。

〔8番 高橋茂樹君発言〕

◇8番（高橋茂樹君） 早めに、先ほど言ったように工場の経営者が、保険屋さんがこの間来たよと、こんなにかかるのだけれども、町はどんな対策を取ってくれるのだいという電話が来たのです。土のうを置くのだよと、もっと吐けないではないかと、もっとたまってしまうのではないかと。だから、水門を閉めて土のうを置くのなら、土のうを置いてもらって逆流を防ぐ、それは非常にありがたい。ただ、内水が来たのをそのままためないようにしてもらわないと、保険代が全部のあの辺の浸水したところをやると、10年で5,500万円では済まないです。全然足りないです。だから、それはもう会社が負担するのだからいいということではなくて、その辺の人が保険掛けているから安心だというのではなくて、やっぱり行政が住民にこれだけの安心を与えてくれたのだというのを上福島とともに早めにいろいろと着手してもらって、万一逃げなくてはならないときには、小学校だ、B&Gではなくも、その辺の地域の住民が逃げれば間に合う水害は幾らでもある。それには、飯倉、五料辺り、川井辺りの烏川沿いの人が避難する場所を早急に考えてもらいたいということで、町長、副町長の返答が先ほどよりも幾らか前向きになったような気がするので、これで質問を終了します。

◇議長（三友美恵子君） 休憩いたします。3時5分に再開いたします。

午後2時49分休憩

午後3時05分再開

◇議長（三友美恵子君） 再開します。

◇議長（三友美恵子君） 次に、10番久保留美子議員の発言を許します。

〔10番 久保留美子君登壇〕

◇10番（久保留美子君） 10番久保留美子。一般質問通告書、質問事項を読ませていただきます。

1、コロナ禍での児童虐待防止の取組について。

①、新型コロナウイルスの感染拡大の影響でDV、児童虐待の深刻化が懸念されている。見守りや支援など具体的な取組はありますか。

2、コロナ禍でのICT教育における学校での取組と家庭に対する支援について。

①、これからの時代に不可欠となるICT教育の実践について、学校での具体的な取組をお聞かせください。

②、ICT教育の中で問題視されている経済、教育の格差により、インターネット環境が整えられない家庭に対し、町の支援はありますか。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 政府からマスクが届きましたので、早速感謝の意を込めてつけさせていただきます。いわゆるアベノマスクですけれども。

久保留美子議員のご質問にお答えします。まず初めに、コロナ禍での児童虐待防止の取組についてお答えします。

ちょっと声が籠もってしまいますね。久保議員ご指摘のとおり、新型コロナウイルスの感染拡大の影響でDV、児童虐待の深刻化が懸念されています。当町の対応でございますが、臨時休業中の小中学校では1週間に1度程度は電話等で連絡を取り、児童の確認を行っています。登園自粛期間中の保育所等では、要支援の家庭に随時電話や訪問等を実施しており、未就園児についても保健センターと協力し、要支援の家庭に随時電話や訪問等を実施し、児童の確認や支援を行っています。

また、新型コロナウイルスの影響期間である3月から5月までの玉村町への通告件数は3件で、特に件数が増えたということは今のところございません。今後とも、学校や保育所、保健センター、児童相談所等と協力しながら児童虐待防止に取り組んでまいります。

次のコロナ禍でのICT教育の取組についてのご質問は、教育長からお答えいたします。

◇議長（三友美恵子君） 教育長。

〔教育長 角田博之君登壇〕

◇教育長（角田博之君） コロナ禍でのICT教育における学校での取組と家庭に対する支援についてお答えいたします。

まず、玉村町におけるICT教育の実践の現状についてですが、昨年度のICT環境整備によって、教職員の校務用コンピューターを全てタブレット化しました。これにより、授業でのICTの活用が大幅に進んでおります。児童生徒用のタブレット端末についても、既存の198台に加え、新たに255台を導入し、合計で453台となっております。内訳としましては、小学校が各57台、中学校が各84台となっております。こうしたICT環境の整備、活用については、県内でも最先端の状況にあると考えています。

次に、臨時休業中のICTの活用状況についてです。まず、家庭での学習を支援するために、教育委員会がたまむら家庭学習支援サイトを作成し、町のホームページに掲載しました。また、各学校からメール配信で家庭に周知し、活用を促すとともに、各校のホームページにもリンクを貼って紹介もしました。加えて、学校によっては独自で学習動画を作成し、メール等により家庭に配信し、学校で

配付した学習課題への取組を支援しました。

次に、ICT教育を行う上で課題となっている、経済的な理由によりインターネット環境が整えられない家庭に対する支援についてですが、臨時休業中に学校を通して、各家庭の端末所有状況やインターネット接続環境の調査を実施しました。その結果、約2割の家庭でインターネット環境が整っていない現状があることが分かりました。今後オンライン学習を進めるに当たっては、こうした家庭に対しての支援策を検討する必要があると認識しています。

具体的な支援策としては、学校のタブレット端末を貸出し、家庭で使用する通信費等を補助すること、無料で接続できる拠点を整備することなどが考えられます。現在最も現実的な方法としては、学校の環境を利用することが考えられます。これは、家庭にインターネット環境がなく、オンライン学習が進められない子供に対して、学校で利用できる日時を設定し、密集を避けた上で教室等でタブレット端末を活用した学習をする方法です。県としても、今後企業と連携し、オンライン学習の拠点となるICTクラブ、仮称ですが、を設立するという構想もあると聞いていますので、今後の動向を注視していきたいと思います。

最後に、今後の取組についてですが、先頃国において1人1台端末等、ICTの活用により全ての子供たちの学びを保障できる環境を早期に実現することを目的とした、GIGAスクール構想の前倒しが発表されました。新型コロナウイルスの影響は数年に及ぶことも予想されることから、教育のデジタル化によって、場所を選ばずに子供の学びが継続できる環境を実現する必要があることが、その理由です。県においても、これを後押しするため、授業支援ソフト等の補助事業を開始したところです。

教育委員会としても、GIGAスクール構想による補助事業を最大限活用し、児童生徒の1人1台端末に加え、端末増に対応した学校ネットワークの増強など、ICT環境の整備をさらに進めていきたいと考えています。

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） ICT活用の今の……

◇議長（三友美恵子君） マイク立てて。

◇10番（久保留美子君） 今のお話なのですが、前倒しして加速化されている1人1台のパソコンということの中で、1割の家庭が整備環境が整っていないという調査の結果分かっているわけなのですが、その子供たちが学校で、使ってやるということに関して、今加速化しているということは、第2波、第3波を懸念して加速化されているものであって、学校でというと、家庭ではオンライン学習ができないということになると思いますけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 教育長。

〔教育長 角田博之君発言〕

◇教育長（角田博之君） 今回はコロナ禍ということで、GIGAスクール構想というのが前倒しされていますけれども、もともとこれはコロナウイルスの感染があるということを想定した上でのものではなくて、ある面国策として、日本の学校にICT教育を浸透させていこうということで出てきていたものです。そこにコロナ禍ということになってしまった関係もあって、よりオンライン学習ということも求められることになっているわけです。

そして、GIGAとよく言いますが、これはグローバルアンドイノベーションゲートウェイフォーオールという、これの略で使っているわけで、これを日本語として考えてみると、この構想の意味するところというのがよく分かると思います。つまりフォーオールですから、全ての子供たちにグローバルでイノベーション、創造性に富んだ、ゲートウェイ、道を用意することということです。ですから、これからの学校教育というのは、コロナがあるなしにかかわらず、ICT機器を十分に活用した教育というのが求められると、それを国として進めていきたいと思いますということで前倒しということになっています。

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） では、その1割の家庭について、6歳から15歳ですよね、児童、小学校から中学校、何名ほど調査の結果いらっしゃいますか。

◇議長（三友美恵子君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 高橋幸伸君発言〕

◇学校教育課長（高橋幸伸君） オンライン学習を進める上で、実際どのくらいの子が家庭でインターネットの環境が整っているかというのをメールとか聞き取りとかで学校ごとに調べてもらったのですが、そうすると8割のうちでは動画が見られますと、環境は整っていますというような回答でした。残りの2割が、うちは見られませんというような回答だったということです。

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） 誰一人残さずに教育をとということが、GIGAスクール構想の中にうたわれていると思うのですが、そうすると人数が把握できていないということですか。

◇議長（三友美恵子君） どうですか、ちょっとそれ質問ですか。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） はい、質問です。

◇議長（三友美恵子君） ちょっと座ってください。

学校教育課長。

〔学校教育課長 高橋幸伸君発言〕

◇学校教育課長（高橋幸伸君） 今ちょっと混同していると思うのですが、2つあって、1つ

は今国が最初に進めようとしたのが学校の中でということ、学校においては全ての子が、その台数で学習できる環境を整えましょうというのがもともとのGIGAスクール構想だったのですが、今回コロナの感染によって休校が長期化したことによって、それをうちに持ち帰ってもできるようにしようというのが、最近言われたことなのです。そうすると、もう学校ではみんなが使えるのだけれども、それを持ち帰ったときに、うちには環境がないので、そのような学習ができないという子が、今の状態では2割いるというのが、大まかですけれども、玉村町の現状です。なので、その2割の子にどうにか家に帰ってもというか、学校以外でも、休業中でも学習ができる環境を整えていかななくてはいけないというのは、それはそのとおりであって、久保議員のおっしゃるとおりに、経済的な理由でそれが用意できない子というのが、果たしてどれくらいいるかということなのですけれども、恐らく経済的な理由ということは要保護家庭、生活保護を受けている家庭や、いわゆる就学支援を受けている子の家庭だと思います。その人数については把握していて、大まか80人ぐらい、世帯にすると60世帯ぐらいが経済的にはちょっと負担があるのではないかというふうに考えているところです。

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） 子育てしやすい町、玉村町、80人の生徒さんにWi-Fiを貸し出すとか、そういう考えはなかったのでしょうか。質問です。検討の中にお話はありましたでしょうか。3,000円として、三八、24万円。

◇議長（三友美恵子君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 高橋幸伸君発言〕

◇学校教育課長（高橋幸伸君） 今回については、まだ環境が整っていないというか、タブレット自体貸し出せる状況では今のところないのですが、今後1人1台になったときには、当然家庭に持ち帰って学習ができるようになると思います。そうすると、今国のほうの補助でもWi-Fiの機器は補助対象になっていますので、その部分は用意できます。家に帰ったときの通信費、これが家庭の負担になってしまうので、場合によってはその部分を補助すると、つまり通信費1月3,000円ぐらいだと思うのですが、そういうことは今後検討していく余地はあると思います。

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） 国の予算は、もう1人1台予算は出ていると思うのですが、県でも山本一太知事が5月の20日に発表し、28日ですか、1人1台ということを発表して、玉村町は意向を示している市町村に入っていますけれども、意向を示しているということは、年内には1人1台のパソコンを学校で、家庭でもあると思うのですが、その学校で1人1台は、家庭に持ち帰ることができるのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 学校教育課長。

[学校教育課長 高橋幸伸君発言]

◇学校教育課長（高橋幸伸君） それを想定して1人1台ということになっております。

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

[10番 久保留美子君発言]

◇10番（久保留美子君） その場合に、もう取り組んでいかないと間に合わないと思うのですが、今どのような工程になっていますでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 学校教育課長。

[学校教育課長 高橋幸伸君発言]

◇学校教育課長（高橋幸伸君） 今県のほうで一括調達、共同調達をしようという話が持ち上がっていて、個々に頼むのでは、やはり今こういう状況なので、なかなか調達が進まないのではないかとということで、県で共同ですというような話が持ち上がっていますので、それに玉村町ものっかるとうか、お願いしたいというふうには考えております。そうすると、全国中この状況なので、いつそれが全てそろるかというのはまだ不明なのですけれども、県のほうでは年内、少なくとも年度内には進めたいというふうにはなっていますので、それぐらいを目安にそろうのではないかとというふうに考えております。

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

[10番 久保留美子君発言]

◇10番（久保留美子君） その場合のメリットとデメリット、高崎市では予算を含めて1人1台のパソコン導入を検討中ということなのですが、玉村町ではメリット、デメリットはどうお考えでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 教育長。

[教育長 角田博之君発言]

◇教育長（角田博之君） そもそも子供たち一人一人に1人1台端末を与えるということですが、これは昨日新井議員もおっしゃられましたけれども、個別最適化ということです。GIGAスクール構想の中で、私はこの個別最適化という言葉はキーワードだというふうに思っております。

子供たち一人一人、学習の理解度も違いますし、レベルも違います。毎日学校に通ってくる子もいれば、不登校の子供もいます。そして、特別な支援を要する子供もいます。そうした子供たちが1人1台の端末を持つことによって、その子に文字どおり最適な教育が提供できるということです。学習指導にしても、あるいは生活面でのサポートにしても、それを教職員のほうが提供できると。そのため1人1台端末というふうに考えております。単なるオンライン学習のためのものではないというふうに思っております。

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

[10番 久保留美子君発言]

◇10番（久保留美子君） そうしまして、教員もスキルによって学習指導の差が出ますけれども、その辺は県でも研修は行っていると思うのですが、玉村町では研修はどのようなお考えをされていますか。

◇議長（三友美恵子君） 座ってください。

学校教育課長。

〔学校教育課長 高橋幸伸君発言〕

◇学校教育課長（高橋幸伸君） 実は答弁でもあったのですがけれども、昨年度の入替えて、教員のパソコンが全てタブレット化になっております。それは、校務を職員室でするだけではなくて、そのタブレットを持って教室で授業ができるために、まずは教員分についてタブレット化を進めました。本来ならば4月から夏休みの間に、各学校3回ずつ実は研修会をする予定でした。使い方、有効活用について。ところが、今回こういう事態になってできないので、また2学期以降、町でも有効に活用できるよう研修はしっかりやっていきたいと考えております。

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） そうしますと、電子黒板やデジタル教科書を導入するというお考えなのですか。

◇議長（三友美恵子君） 質問が終わったら座ってください。

学校教育課長。

〔学校教育課長 高橋幸伸君発言〕

◇学校教育課長（高橋幸伸君） 既に導入してあって、それと連動させたような使い方もできるので、そういうのも含めて研修をするという予定でした。

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） あと、児童虐待の件なのですが、町としては連携をしながら十分やっていらっしゃるという周知はしています。あとは、玉村町障がい者（児）基幹相談支援センターで昨年度6,700件の問合せがあったということをお聞きしたのですが、今年度1月から5月、前年度と比べて今年度は相談件数とかどのようになっているのでしょうか。3,000件ぐらいはあると思うのですが、内訳を教えてください。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舩田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舩田昌子君） 久保議員の質問にお答えいたします。

せんだっての3月議会のときに基幹相談支援センターの、一応こちら延べ人数でございます。相談者数ということで、6,779人とお答えいたしました。まずこの数字なのですが、まだこちら3月

時点の一応集計の累計でございますが、この中には毎月の累計に入らないものもございまして、社会福祉協議会の決算が済みまして、こちらの年間の利用者数につきましては9,015人ということで、年間9,015人ということです。1日人数にしますと30.7人でございます。1月から5月までの数字というのが、ちょっと把握してなくて答えられないのですけれども、この中でDVがあったケースにつきましては調べましたので、去年の1月から5月につきましてはDVの件数が2件、今年の1月から5月につきましてもDVの関係は2件でございます。この中で、コロナウイルスの影響によるものというはございませんでした。また、今年の2件につきましては、施設内で起こった内容につきましてもDVでございましたので、担当が、町が直接ではなくて、指定権者であります県のほうの指導監査の内容となっております。

以上です。

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） 夜間窓口と駆け込みの場所は、玉村町はどこなのでしょう。DV、虐待での夜間の窓口です。

◇議長（三友美恵子君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 萩原保宏君発言〕

◇子ども育成課長（萩原保宏君） 玉村町には駆け込み寺のようなものはございませんが、県の施設でございまして、DV等による親子で避難する場合には女性センターであるとか、あとNPO法人がございまして、子供が虐待を受けていて避難するという場合には、理由を聞かないで預かる施設として子どもシェルターというものがございまして。

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） そうしますと、連携システムができていてということで理解しているのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 萩原保宏君発言〕

◇子ども育成課長（萩原保宏君） DVも含めてなのですけれども、DVと児童虐待は関連性がちょっと高いものですから一緒に扱っておりますけれども、今コロナの関係も多少あって、家に親と一緒にいる時間が長くなって、さらに収入が減ったり、先行きの、仕事がこのまま続けられるかという不安も重なって、全国的には虐待が増えているという状況です。ただし、群馬県でも4月になって昨年と比べますと、急激に増えてきたという状況ですけれども、玉村町では急激に増えておりませんで、ちょっと調べてみましたら、1月から5月までの件数は昨年が14件、今年が12件であります。

連携が図られているかどうかというのは、町で要保護児童対策連絡協議会というのが、全国の自治

体にあるのですけれども、玉村町でも毎月支援の必要なご家庭であるとか、虐待のあったご家庭を見守っております、警察であるとか、児童相談所、保健福祉事務所、あと社協、町の関係各課と併せまして、その家庭はどういった支援が必要なのかということをお協議しております。また、必要に応じて医療機関も交えて、個別のケース会議を行って支援を行っている状況です。

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） コロナ禍によって社会から隔離されて、SOSも出せない子供、あと電話もできない小さな子供たち、その辺のお考えをお聞かせください。

◇議長（三友美恵子君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 萩原保宏君発言〕

◇子ども育成課長（萩原保宏君） 先ほど申しあげました要保護児童対策協議会で協議を行っているのですけれども、早期発見のためにどういった取組を町で行っているかということですので、まず生まれますと保健センターのほうへ、乳児健診とかあります。そのときに、まず体に傷、あざがないとか、いろんな状況を判断しております。異常があれば、すぐ関係課に連絡が来ることになっておりますし、保育所、幼稚園でも何か異常があればすぐ連絡が来ることになっております。また、小中学校においてももちろん連絡が来ることになっておりまして、実際に過去には何件か報告がありまして、場合によっては警察も入れて対応するという状況もございました。できることは現在やっておりますので、玉村町では件数が今低い状況に抑えられているのではないかと考えております。

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） 学校教育、子ども育成課、保健センター、地域の医療施設等の取組は、一生懸命やっつけらっしゃるということはよく分かっております。やっぱり第2波、第3波の、今回の経験を反映させなければいけないと思いますので、今後第2波が来たときに休園、休校されたときのサポートですか、その辺を取り組んでいただきたいと考えます。

あと、基幹相談支援センターの件なのですが、前年度と変わらない件数なのですけれども、障害者、障害児というのは、やっぱり3密を避けて隔離されるような生活になるとストレスはたまると思うのです。それが1月、5月の5か月間、約半年近く同じ件数というところの中はどうお考えでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） 一応福祉事業所につきましては、コロナウイルスの感染症の中でも感染対策を万全にいたしまして、サービスは提供し続けてありますので、親御さんがどうしても施設に通わせたくないというようなご判断になりますれば、ご自宅で見ているという状況もあるでしょうけれども、一応サービスにつきましては引き続き、発生した当時からずっと営業はしてありますの

で、そういうサービスも使いつつ、DVにならないようにおうちでも気をつけていただくというようなことを進めております。

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） 基幹相談支援センターはサービスの場であり、営業の場であるということではよろしいのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舩田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舩田昌子君） 基幹相談支援センターは、あくまでもその方に合ったサービスがどんなものがあるかというのを考えるところがございますので、そこ自体でサービスは行っておりません。

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） やはりこのコロナ禍というのは想像もしないことだと、未曾有のことだと思うのですが、これから第2波が来るということを想定しながら、この経験を反映させていかなければならないと思います。

あとは、1割のお子さんに対してやはり手厚く考えてあげてほしいというか、お願いは駄目なので、考えるべきだと思いますし、これからはテレワークとあって、前は子供さんに手厚くしてもみんな出ていってしまう、都会に雇用を求めて出て行ってしまうということがありますが、これからは地方、ふるさとで高収入を得ながら仕事ができるという時代に入ります。あとは、国際社会で生き抜いていく子供たちを、やっぱり小学校、小さいときから育てていかなければならないと思いますので、この機会を反映させるべきだと思いますので、取組をお願いします。

◇議長（三友美恵子君） 質問ですか、終わりですか。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） はい、終わりです。

◇議長（三友美恵子君） 休憩いたします。3時55分に再開いたします。

午後3時37分休憩

午後3時55分再開

◇議長（三友美恵子君） 再開します。

◇議長（三友美恵子君） 次に、12番備前島久仁子議員の発言を許します。

〔12番 備前島久仁子君登壇〕

◇12番（備前島久仁子君） 議席番号12番備前島久仁子でございます。本日の大トリとなりましたので、しっかりやりたいと思います。今回同じ質問が結構多いのですけれども、あと1つお付き合い願えればと思います。

新型コロナウイルスの世界の累計感染者数が5,500万人を超し、現在は南米諸国で感染が拡大しているとのことであります。しかし、我が日本の感染者が1万7,000人ほどで抑えられている背景には、誰でもいつでも病院へ行ける日本の医療と、保険体制が整っていること、そしてクラスターを封じ込めたことと専門家は評価しております。医療従事者と、現場で日夜奮闘されている方々には、本当に心から敬意を表したいと思っております。そして、日常的に手洗いやうがいをする国民であり、毎日入浴して体を清潔にしていること、人との距離を空けて挨拶するなどの日本特有の生活習慣が幸いしていることが大きいと感じます。付け加えると、公衆衛生と手洗いやうがいは全てのウイルス対策になるので、この教訓を今後も生活の一部にしていきたいものであります。

さて、全ての自治体で緊急事態宣言解除が行われ、速やかに平穏を取り戻す夏となりました。本来なら美しく咲く桜の4月も、キャンプやスポーツを堪能する5月も色あせて、人間界のみならず自然界でさえ悲しみに暮れているように見えたのが、ようやく待ち焦がれた6月です。

それでは、通告どおりに質問をしていきます。1、小中学校再開に向けて。6月から小中学校が再開され、子供たちにとっても、保護者にとっても待ちわびた登校となるはずで、安堵しております。県内10市町村が通常登校となる中、玉村町は分散して登校が開始されました。通常登校ではなく、分散登校となった経緯や、緊急事態宣言が発令されていたときの子供たちの過ごし方、家での学習計画、保護者からの要望などについて伺います。

2、消防団再編実施計画について。玉村町消防団は、玉村消防署、伊勢崎市消防本部と並ぶ消防、防災の要であり、消防団員は自らの地域は自らで守るという強い使命感を持って、日々地域の安心安全を見守ってくれております。近年、全国各地で大規模な自然災害が頻発しており、消防団の果たす役割が一層求められています。しかしながら、消防団員の確保が困難になっていること、各分団に配備されている車両や消防団の詰所も老朽化が進んでいることなどで、計画的な見直しが目的となっています。再編は、今の10個分団を5個分団へ編成し直す計画で、全てを再編するまでのおよそ10年を予定する長期計画となっていますが、令和3年度から第1期として始まる南小分団と上陽小分団については、早期の実施が望まれております。令和3年度からの計画内容について伺います。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 備前島久仁子議員のご質問にお答えいたします。

小中学校再開についてのご質問は、教育長からお答えいたしますので、私からは消防団再編実施計画についてお答えいたします。

ご指摘のとおり、消防団は全国的に団員数の減少や被雇用者、いわゆるサラリーマンの占める率の増加により、実際の出動可能人数の確保が困難になっていること、団員の年齢の上昇など様々な課題を抱えております。玉村町消防団においても、令和2年度では定数170名のところ152名と18名の不足が生じており、今後少子高齢化による人口減少や、消防団の担い手である生産年齢人口の減少、被雇用者の増加などの要因により、さらに団員の確保が難しくなると予想しています。また、消防ポンプ車や詰所の老朽化も著しくなっており、今後ポンプ車や詰所の修繕及び更新費用が激増することから、現状の10個分団を維持することが困難となります。

これらの課題を解決し、消防防災力を維持、充実するために、平成30年度に玉村町消防団再編等基本方針をまとめ、令和元年度にはスケジュール等の詳細を含めた玉村町消防団再編実施計画を策定いたしました。計画の実施に当たっては、急激な統合、再編により消防防災力の低下や、消防団運営に支障を来さぬこと、また詰所の位置選定や建設には相当の期間を要することが予想されることから、計画期間を令和3年度から令和10年まで、3期に分けて実施することとしております。

ご質問の3、4分団が統合する南分団、9、10分団が統合する上陽分団につきましては、令和3年から6年までの4年間をかけて統合する計画となっておりますが、本年度から消防団と区長をはじめとする関係者による協議を開始したいと考えております。

なお、再編の初期段階においては、1個分団の団員数が最大30名になる場合が想定されることから、再編後3年までに段階的に団員数を20名にすることとしています。詰所につきましては、再編期間の4年間において設置場所及び施設規模の決定、設計、建設を行うこととしています。

今年度の計画といたしましては、2か月に1回程度の会議を行うとともに、地元住民の意見も聞きながら協議を進めたいと考えておりましたが、ご存じのとおり新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、4月、5月には会議が行えない状況でした。6月以降、感染の動向等を見ながら再編協議を行いたいと考えております。よろしく申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 教育長。

〔教育長 角田博之君登壇〕

◇教育長（角田博之君） 小中学校再開に向けての質問にお答えします。

今年度につきましては、4月9日からの長い臨時休業が終わり、6月1日から分散登校により段階的に教育活動が再開されました。子供たちの元気な声が学校内に響き、大変うれしく思っているところです。

まず、玉村町が分散登校とした経緯についてお答えします。現在県内での感染者数は落ち着いてきていますが、まだまだ予断を許さない状況にあると認識しています。そのため、子供たちの健康、安全を第一に考え、再開に当たっては感染防止策を徹底し、段階的に登校させる必要があると考えました。国のガイドラインに、分散登校から通常登校へと段階的に学校の教育活動を再開することが示されています。また、教室での密集を避けるための具体例として、机を1メートル以上空けることも例

示されています。これを実践するためには、1学級の人数を減らさなくてはなりません。そのため、1学級を2つに分ける分散登校で教育活動を再開することとしました。また、県のガイドラインにおいても、先月30日に引き下げられた警戒度2で分散登校、警戒度1で分散登校から通常登校へとしています。今、子供たちは3つの密の回避やソーシャルディスタンスの保持等、新しい日常、新しい生活様式について実体験として学び、考え、行動しています。まさにこれが子供たちにとっての学習です。生きた教育です。以上のことから、玉村町においては分散登校による再開が最善であると判断しました。現時点では、県内の感染状況や学校での子供の生活の様子を考慮した上で、6月15日から通常登校に移行したいと考えています。

次に、緊急事態宣言が発令されたときの状況についてお答えします。緊急事態宣言が発令されたことにより、当初計画していた臨時休業中の登校日は中止といたしました。そのため、学校が子供の様子を把握することが困難となりました。そこで、1週間に1回程度は家庭に電話等で連絡をして子供の様子を聞いたり、必要に応じて担任やスクールカウンセラーに相談できる体制を整えました。また、子供が健康に気をつけながら生活できるよう、検温の結果を健康カードに記入させたり、学習を計画的に進めるために、学習の記録を残せる学習カードを配付したりしました。5月末には課題の提出日を設け、個別に登校する機会を設けた学校もありました。そのときは、元気に担任に顔を見せ、学校の再開を楽しみにしている姿が多く見られました。また、電話やメール等で保護者の声を聞くことはできましたが、学校の取組に理解を示し、教職員にねぎらいや激励の言葉をかけてくれる保護者も多かったと聞いています。

今後、感染防止策を徹底しながら教育活動を行っていくこととなります。この長期休業によって、子供も保護者も、そして教職員も、学校の重要性やよさを改めて実感したのではないかと思います。だからこそ、まさに今、家庭、学校、地域が相互に連携、協働した教育を一層充実させるチャンスが訪れていると捉えています。このチャンスを生かすことで、自立する力と共生する力を備えたたくましい玉村町の子供たちが育ち、「夢叶える教育のまち たまむら」が実現できるものと考えています。

◇議長（三友美恵子君） 12番備前島久仁子議員。

〔12番 備前島久仁子君発言〕

◇12番（備前島久仁子君） 教育長には、午後3人同じ質問で、答弁も同じようなものでありがたいと思っております。

さて、我が家からは南小学校、南児童館が本当によく見えるのですが、今日も朝7時を過ぎましたら、先生たちが小学校のほうにもどんどん入ってくる、駐車する車が見えました。分散登校によって様々な手がかかり、そして目も行き届かせなければならない、消毒もしなくてはいけない、そうした先生たちの負担は大変増えていると思いますけれども、子供たちが安全に学習できるように、学校生活を送れるようにということで、先生たちがご苦労なさって、通常よりも早く学校のほうに来て、そうした整備をされているのだなというふうに変に大変感謝して、うれしくなるとともに、先生たちに本当

にねぎらいのご苦労さまですという言葉を私も送りたいと思っております。

今回のような新型コロナウイルスのこうした問題は、誰もが予想しない事態でありまして、このウイルスの対策ということは、もちろん学校教育課だけではなくて、町、国全部が取り組まなくてはならないことでありますけれども、今回この学校教育の分野で質問をさせていただくことになりました。

そして、授業の遅れを取り戻すということでは、もうさきの議員の皆さんたちが何度も質問をしているように、夏休みの短縮、そして冬休みの短縮、そういうもので補っていく。また、学校の行事の縮小や中止なども併せて授業を補っていくということもお聞きしました。そして、オンラインの授業の拡充もしていくということでありました。今テレビを見ておられますと、様々な小学校の校長先生たちがメディアに出て、その学習の遅れの部分をどういうふうに取り戻すかということで、結構校長先生が出ておりますけれども、今はノート、鉛筆、タブレットはもう必須であって、勉強のツールになっているという話を聞き、またこの間埼玉県の小学校の校長先生が、夏休みの短縮、そして冬休みの少し短縮、そして土曜日でも何日か出れば補っていけるのではないのかという話をされておりましたので、そうして努力をされているのだなということを確認いたしました。そしてまたそのWi-Fiの環境が、本来であれば学校は全てWi-Fiの環境が整っているわけで、タブレットで授業もできるわけですが、今回のような事態の場合に、家でタブレットが使える環境整備ということで今回質問が集中したのではないかなというふうに思われます。

今回政府のGIGAスクール構想の加速による学びの保障という中でも、令和2年度の補正予算の中に、Wi-Fi環境が整っていない家庭に対する貸与等を目的として自治体が行うモバイルルーターの整備を支援という、147億円というこの予算がついておりますので、それも貸与ということですから、これは町が契約して、そしてどうしても必要な家庭には貸し出すという方法もありますよということだと思っておりますけれども、そのWi-Fiの通信料というのは、1か月単位で契約するものではなくて、大体2年が単位で縛りがあると思うのです。ですから、それを町が契約して、今Wi-Fiはただ置くだけ、差し込むだけで使えますので、あとパスワードを入れれば使えますので、そうやって環境の整備もしていくということで、これは予算がついたのかなというふうに思いますが、この貸与というところではそういうことも含まれていますか。

◇議長（三友美恵子君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 高橋幸伸君発言〕

◇学校教育課長（高橋幸伸君） このモバイルルーターにつきましては、機器を貸し出すということなのです。なので、通信料は特に補助の対象ではないので、先ほど久保議員の質問にあったように、そこは町で通信料を持つとかということにはなると思うのです。国の補助はモバイルルーターの補助なので、それも玉村町としてはそろえたいというふうに考えております、貸出し用として。

◇議長（三友美恵子君） 12番備前島久仁子議員。

〔12番 備前島久仁子君発言〕

◇12番(備前島久仁子君)　　そうですか。ということは、通信料はまた別途かかるということでもありますね。

そのWi-Fi、フリーWi-Fiが町の中でどこでもあれば、フリーWi-Fiを拾ってできるということもありますが、町の中ではなかなかそういう環境も整っておりません。しかし、1割の子供、2割の子供ということであれば、何かのときには学校に行って、学校でタブレットを使用するということもできるかなというふうに思いますが、このオンラインの授業を推進していくということでもあります。

そして、県が児童生徒の基礎学習の確保を支援するために、県のホームページで授業の映像を作成して、これをユーチューブで流しているわけで、私はこれ見てみたのです。小学校1年生の平仮名の書き方から、英語の授業から、全部見てみたのですが、これを1時間見ているのは大変だろうなという、正直感想です。というのは、決して面白くないわけです。面白くなく作ってあります。ですから、これを主ということではなくて、こうしたもので補いながらということだと思のですが、中には中学校の先生で、できる先生は自分でユーチューブを上げているということも聞きましたけれども、これからはそうしたオンラインの授業が進んでいく中であって、もちろんやっぱり教育は人と人でありますから、ただユーチューブで上げられた、先生が黒板に向かって書いているだけの授業を、家でオンラインが使えるからといって、それを小さい子供たちが見て学習するかというと、それはとても大変な状況にあると思いますので、Wi-Fiを整備して、家でタブレットがあっても、今度は家庭の力になってくると思うのですが、そういうものを一緒に親子で勉強していくということではなければ、大人でも1時間見ているということは大変だなというふうに思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

◇議長(三友美恵子君)　　学校教育課長。

〔学校教育課長 高橋幸伸君発言〕

◇学校教育課長(高橋幸伸君)　　そのとおりで、本当に教室でも一方的に先生が話す授業はつまらないのと同じように、ユーチューブから幾ら先生が解説しても、やっぱり子供にとってはそれは苦痛になってしまう場合もあります。なので、今回いろいろところで先進事例がありますけれども、そうすると学習として当然使うというような使い方もありますし、またはズームというアプリを使って子供たちと双方向で、先生や子供たち同士がやり取りをするなんていう方法もありますので、またそういうのを参考としながら環境が整った折には、単に動画を流すだけではなくて、子供たちがやり取りできるような、そんな方法をまた考えていきたいと思います。

◇議長(三友美恵子君)　　12番備前島久仁子議員。

〔12番 備前島久仁子君発言〕

◇12番(備前島久仁子君)　　教育は、先生の顔が見えて、初めて一緒の机を並べて、生徒たちが一緒に勉強するので楽しい、そしてやりがいもある、ライバル意識も生まれるということで、学校教育

の大切さというのをやはり子供たちも保護者の皆さんも、今つくづく感じているのではないかなというふうに思います。

私は、子供に会うとよく尋ねるのですけれども、学校行くことになって本当に楽しいと、給食が出ただよなんてよく話をしてくれるのですけれども、友達と一緒に勉強できるという環境のありがたさを子供たちが本当に知って、また勉強してくれればなというふうに思っております。

あと、それと国の第2次の補正予算で、学びの遅れを取り戻すための人材の支援として、少人数編成のための教員の配置、学習指導員、サポートスタッフの確保にも予算がつきました。退職した先生方や地域の住民を雇用するという予算だと思いますけれども、この先生たちの雇用をし、どういうことを補っていただくのか教えてください。

◇議長（三友美恵子君） 教育長。

〔教育長 角田博之君発言〕

◇教育長（角田博之君） 報道のほうではそのようになされていますけれども、実際に国からの通知もまだ県のほうにも来ていないようです。したがって、市町村のほうにも具体的な取組等については来ておりませんので、現在それを待っているところで、それが来たところで対応していきたいと考えています。

◇議長（三友美恵子君） 12番備前島久仁子議員。

〔12番 備前島久仁子君発言〕

◇12番（備前島久仁子君） それから、行事ですとかイベント、子供たちが楽しみにしているものもあると思うのですけれども、現在エレンズバーグですとか尾瀬学校ですか、そういうものが一応中止ということになっているかと思うのですけれども、やはり子供たちが楽しみにしている部分すごくあると思いますので、できればいろんな形で行事などは実施していただきたいと思うのですけれども、現在まだ検討中のところもたくさんあるわけでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 高橋幸伸君発言〕

◇学校教育課長（高橋幸伸君） 準備が必要なものについては、例えば臨海学校であるとか、高原学校は本来ならもう行っているわけなのですけれども、中学校1年生の臨海学校とかも中止になってしまったというもの、それから部活動の関係で、県の総合体育大会はもう中止ということが決まっております。ただ、まだ延期をされていて実施を探っているものもあるし、また運動会やその他、まだこれからも行事もあります。それは感染状況を見ながら、本当に子供たちが楽しみにしているものなので、どうにか実施したいなというふうには考えておりますが、あくまでも健康と安全が第一ということなので、やっぱり周りの感染状況を見ながらの判断ということになると思います。

◇議長（三友美恵子君） 12番備前島久仁子議員。

〔12番 備前島久仁子君発言〕

◇12番（備前島久仁子君） 分かりました。スムーズに授業の遅れを補って、そして通常の授業に戻っていきえるように応援したいと思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、消防の質問に移ってまいります。詰所で、40年以上経過している詰所が、現在第3、第5、第9とありまして、その第3と第9の詰所は、第1期の計画で令和6年までに統合するというところで、それまでは使っていくということであると思います。しかしながら、第5分団は仮芝根分団ができてから、それと7分団を統合して芝根分団となるまでに10年かかるということで、その間も詰所は使っていくわけでしょうか。築50年ぐらいになっていくのではないかなというふうに思われますけれども。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

詰所につきましては、確かに第5分団も40年経過しておりまして、かなり老朽化が激しくなっております。統合の当初につきましては、最大で30人の分団になることも予想されますので、そうしますと既存の詰所を1つだけ使っていくのはなかなか厳しいので、そうなりますと今ある詰所を2つ使いながら新しいところを建設し、そちらに移っていくというような、そういった流れになると思います。そういうことなので、5分団の詰所につきましては本当に老朽化が激しくなりますけれども、その間なるべく手直し、修繕等を行いながら、統合までは使い続けていくというような形になるかと思っております。

◇議長（三友美恵子君） 12番備前島久仁子議員。

〔12番 備前島久仁子君発言〕

◇12番（備前島久仁子君） このコロナの影響なんかもありまして、住民の意見も聞くこともできない、また区長さんたちとも会議など、今年度はなかなかできないという中でありますけれども、10年をかけてその計画を行っていくということで、ここに示されました実施計画を見ているわけがありますけれども、この中で仮中央分団と仮芝根分団をまず2期目でつくっておいて、3期目で中央分団と芝根分団に移っていくわけです。仮の分団をつくるというのは、どういうことで仮の分団をつくっていくのか、3期にスムーズに移っていくことはできないのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 2期目で仮分団ができることにつきましては、こちらの実施計画の策定委員会の中でもいろいろ議論があったわけなのですけれども、どうしてもこちら消防団を統合していくということは、かなり地元に関しては大きな影響があるものでございます。

そこで、8分団につきましては今ある構成区を割ってしまうというところがあります。7分団についてもそうなのですけれども、そういった地区を割って、また再編、統合するようなどころに関して

は、時間をかけて影響をなるべく少なくするという観点から、いきなり2期で全てを終わらせるのではなくて、一応間に一段階挟んで緩やかに再編をしていこうということで、こういったスケジュールになったということでございます。

◇議長（三友美恵子君） 12番備前島久仁子議員。

〔12番 備前島久仁子君発言〕

◇12番（備前島久仁子君） 10分団あったものを5分団に分けていくわけですから、当然一つ一つが統合していけばいいというものでなくて、エリアですとか、広さ、また人口、そういうものを見ながら均等にそれを分けていくのであって、それで少し幾つか分かれるものもあるということで、その仮をつくるということであるかと思うのですけれども。その中で、南分団と芝根分団の詰所は新設で、土地は新規取得、または公有地というふうにあるのですが、その公有地という候補は果たしてあるのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 今ここで、どちらかというところはまたはっきりしたことは言えないのですけれども、例えば町の土地が余っているというのですか、広い土地があったりした場合には、そちらを利用するというのも、やはり経済的な観点からも考えていかななくてはならないというふうに考えております。その辺りも今後、分団との会議がようやく再開できる形にもなっておりますので、分団の意見を聞き、また区長さんも今まで自分の区に詰所があったのが、例えばなくなってしまふということになると、それはそれなりにかなり抵抗がある場合も考えられますので、そういった意見も聞きながら、なるべくその地区の真ん中辺りになるように、また既存のものが利用できないとか、あとは町の町有地を利用できないかということも併せて考えながら、適地を選定していきたいというふうに思っております。

◇議長（三友美恵子君） 12番備前島久仁子議員。

〔12番 備前島久仁子君発言〕

◇12番（備前島久仁子君） これから分団員が20名ほどですので、なっていくということですので、分団員が駆けつけたときに車を置いておける場所などが、やっぱりスペースが必要かと思うのです。現在の第3分団なんか非常に狭くて車置く場所もないので、そういうことも考慮しますと、土地の面積は相当なものを想定しているのではないかと思います。どのくらいのものを想定しているのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 一応先ほど備前島議員がおっしゃられたとおり、1分団20名になるわけです。そうしますと、20人が1台ずつ自家用車に乗ってくるという形になりますと、20台

分の駐車場が必要になるわけですが、なかなか20台分まるつきりを駐車するスペースを確保するのはかなり難しいことだと思いますので、そちらの半分程度とかを止められる、最低限それぐらい止められるもの、詰め込みにすれば何とかもうちょっと入るかというような、そういった土地を選定していきたいなというふうに思っています。確かに今ある詰所に関しましては、ほとんどのところは車三、四台とか5台とか、そのくらいしか止められずに、分団員は路上駐車を余儀なくされているようなところもありますので、そういったことがないように駐車場の確保もしながら、詰所も20人が入って活動できるもの、そういったものを造ってきたいなというふうに思っています。

◇議長（三友美恵子君） 12番備前島久仁子議員。

〔12番 備前島久仁子君発言〕

◇12番（備前島久仁子君） 南分団ですと、第3分団と第4分団が統合していくという形で、大まかに大体その中心ということで考えているわけですが、その土地の選ぶ何か条件みたいなものはありますか。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 条件というのは、今詳細なものというのは特に考えてはおりませんが、まず消防ポンプ車が1台入る、今後統合になった場合には、一応軽のポンプ車もそちらに入れるような形になります。分団員は、今15人で活動しているのが20人になりますので、その分団員が例えば仮眠をすとかというようなスペースも当然今よりも広くなりますので、そういった建物の規模、まずこちらを固めまして、なおかつ先ほど言いました駐車場を確保できる土地で、なおかつそのエリア内でほぼほぼ真ん中辺り、どちらの場所に火災が起きても、同じぐらいの時間で駆けつけられるようなところ、そういったものが条件になるかと思えます。

◇議長（三友美恵子君） 12番備前島久仁子議員。

〔12番 備前島久仁子君発言〕

◇12番（備前島久仁子君） 役場の職員のOBのOB分団もできるということですが、その方たちの担う役割というのはどういうものでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 役場分団という名前に正式名称になりました。一応15名の定員の中で、今現在12名が所属してくれております。こちらにつきましては、昼間火災に限定をしております。夜間の火災については、サラリーマンの方もご自宅にいればそれぞれの分団で活動できますので、今一番火災時に活動ができない方が昼間火災の出動になりますので、まずはその昼間火災で、なおかつ第2出動といいまして、建物火災で複数台の消防車が必要だということで全分団が駆けつける、そういった第2出動のときに、いち早く役場内にいる人間が火災現場に行けるようにということで、

役場分団は活動することとしております。

車両につきましては、皆様にもお示しもしましたし、あとは広報にも載せさせていただいたのですが、損保協会というところから軽の可搬ポンプ車が頂けたので、そちらが相当なポンプの勢いもありまして、通常火災について消防署のポンプ車に送水十分可能なものでありますので、そういった車両を利用して消火の応援をします。また、後方の支援とかで交通警備でありますとか、そういったことも担っていただくというような、そういう計画であります。

◇議長（三友美恵子君） 12番備前島久仁子議員。

〔12番 備前島久仁子君発言〕

◇12番（備前島久仁子君） 分かりました。課題も多いかと思えますけれども、地域の分団の皆さん、また住民と協議した上、スムーズに移行していけるように願っております。

最後に、町長に質問なのですが、今いろんな問題で、何でも中止、そして心配、危険だという今回の新型コロナウイルスの感染拡大に伴う様々な動きで、危険だとか心配だとか、家から怖くて出れないですとか、町民の士気が今非常に下がっております。季節は夏でありますけれども、人々の心が凍っているような状態にあるかと思われます。これからは、心配、危険、何でもやめよう、そういうものはちょっと副町長に担っていただいて、町長はこれから町民が少し元気になる、士気が高められるということを、リーダーシップを持って取り組んでいただきたいと私は思っております。ですから、3密を避けられるような野外でのもの、イベントですとか、そういうものはできるだけやっただくように私は希望しております。町長、士気を上げていただくために、あなたがリーダーシップを執っていただきたいのですが、いかがでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 誠に私も新年度、3月の議会で終わった後から、いわゆる深刻化して、もう卒業式、私が行った卒業式が玉村高校、食肉学校ですか、あとフェリーチェと4つですから、それで結局入学式もなし、女子大も行くことできなかったという中で、4月になったら町のことで外回りして、いろんな会社とか挨拶回りに行こうということでしたのですが、逆にそれすらもちょっと遠慮したほうがいいというような状況で、非常事態宣言が出て、学校も3か月休業の中で、それこそ皆様一般質問の中でいろんなこと言われたように、要するにステイホームの中で、様々なことが実は起こっていると思うのです。本当に仕事を失って、給料がなくなってしまって夫婦げんかが絶えないとか、DV（ドメスティックバイオレンス）とか、要するに今度は子供が虐待の影響を受けると。子供の場合には、幼児期の心象というのが大きくなって非常に影響を及ぼしますので、本当に私たちが気づかないようなところで、これから被害というのが出てくると思うのです。

そのことを確認した上で、さあ、打って出ようとは思っただけけれども、また都市部での、東京とか、ああいった形での感染拡大傾向というのが、ちょっとまだ表現はどうにしていかが分からないけれど

も、少なくとも安穩たることはできない。それで、この前高崎市で感染された方は、何か東京から神奈川のほうへ行っていたという、通勤で。そういった形でもありますから、今までどおりのやり方というか、お祭りも玉村町、ちょっと8月はもう駄目になったと。これから大きな体育祭はどうなるのだろう、産業祭どうなるのだろうと、いろいろ慎重に考えていかなければならないことばかりなのだけれども、しかし、食事は夜ささやかにでも行ってもらって、いろんな店で、あまり長時間ステイしないような形で行ったら、非常にやっぱり慎重になってしまいます。このコロナ禍という中で、やっぱり慎重さを求めながら、しかし積極的にやっていかなければ、この社会はまだまだ続くのだから、続かせなければならないのだからという形でのあれですので、備前島議員が期待するような、ぴかっぴかっという形での満点解の、皆さん楽しみましょうという気にはもちろんちょっとなれないのだけれども、しかしまたあまりひきこもり状態にいるのもいいことでないというのは私自身分かっていますので、そういう意味で、しかし経済が大分痛めつけられてしまっている、人の心も傷ついてしまっているということもありますので、その辺の思いをいたしながら、積極的に動いていくしかないと思っています。気に入った答弁ではないかもしれませんが。

◇議長（三友美恵子君） 12番備前島久仁子議員。

〔12番 備前島久仁子君発言〕

◇12番（備前島久仁子君） リーダーシップを期待しておりますので、よろしく願いいたします。終わります。



○散 会

◇議長（三友美恵子君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、明日4日木曜日は休会といたします。

次の本会議は11日木曜日です。午後2時30分までに議場へ参集ください。

ご苦労さまでした。

午後4時36分散会